

第15章 財政・税務

第1節 物資調達等

1. 会計事務の応急措置（「緊急支払方式」の実施）

震災当日、会計室の事務室は2号館2階北寄りに位置しており、備品及び書類は散乱、柱・壁には亀裂が生じ、金庫の扉は開かなかった。また、隣接の指定金融機関（さくら銀行神戸市役所出張所）も同様の状況であった。

このため、会計室の事務は1月17日夕刻から1号館会議室において行った。

一方、コンピュータセンター（総務局情報システム室）にある財務会計用ホストコンピュータ1号機の転倒により、財務会計システム（財務会計に関することをコンピュータにより処理すること）が稼動しないことが判明した。

さらに、財務会計システムと指定金融機関とのファームバンキングシステム（市役所とさくら銀行関西事務センター間のコンピュータを通信回線で接続することにより、データをやりとりすること。）の停止により、通常の支払い業務が遂行できなくなった。

しかしながら、救援物資の購入・借りに必要な現金での支払いに対応するため、17日午後には簡略化した手続きである「緊急支払方式」（手処理による支出命令書の作成と支払方法を現金窓口払いとする方法）による支払いを翌18日から実施することを決定した。

そして、指定金融機関に緊急現金払を正式に依頼し、さくら銀行市役所出張所職員が現金持参（約1,000万円/日）で、会計室内に常駐した。

「緊急支払方式」の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 支出命令書に、金額・支出担当課・用途・

受領者を手書きし、所属での決裁後、会計室へ提出し現金を受領。

(2) 印鑑が庁舎の被災等により所在不明の場合には、サインで可とした。

(3) 受領者は、確認のため職員証を提示。

(4) 制度上は、資金前渡扱い。

翌18日の開庁時間までに、会計室職員が手分けして緊急支払の通知文を各局室の庶務担当課へ手渡して回った。

また、各区会計室に対しても、同様の事務手続をとるようにFAXで通知をした。この「緊急支払方式」は、1月18日（水）から23日（月）までの延4日間行われ1月24日（火）からは、コンピュータの再稼動に伴い、通常の財務会計システムによる支払を行うことができるようになった。

ただ、その間の1月20日に、非常勤嘱託職員の報酬及び臨時的任用職員の賃金支払日が重なった。各所属では給与振込依頼書のみを20日執行日の5営業日前である13日（金）にデータとして銀行に手渡していた。しかし、後日各所属で作成すべき支出命令書が、一部作成されなかったものがあったため指定金融機関との照合に時間を要した。

「緊急支払方式」による支払額は、報酬及び賃金も含めると、123件2億3,845万円となった。

その後、財務会計システム稼動後、緊急支払方式による手処理の支出分を、各支出担当課で入力し、会計室で後追い支出処理を行ったが、事後の登録照合に1か月近くを要することとなった。

なお、区収入役所管分で、被災により営業のできない指定金融機関の支店があったため「緊急支払方式」の取扱いができない区役所があった。また本庁所管の事業所でも、本庁までの交通機関が確保できないところがあった。このため、指定金融機関とも連携をとり、本庁や区役所間で互いに取扱いを融通し、後日精算した。

〔参 考〕金融機関被災状況

- ・市内67行375店舗中、さくら銀行（三宮支店等4店舗）等22行29店舗が被災したが各行とも他店舗内又は仮店舗で営業を行った。

2. 物資の緊急調達

災害時には被災者に被服、寝具その他生活必需品を供与または貸与することになっていたが、備蓄として区役所等に配置していたものが、全市で毛布、1,810枚、ローソクが173本、ゴザ52枚しかないという状況であった。

そのため、毛布などは市内外の大手寝具店、寝具メーカーやデパート、スーパーなどの大型小売店等で調達を図り、避難所での配布を進めた結果、例えば、震災当日の17日24時には、毛布については112,600枚を確保することができた。

震災5日目の21日には、市民配布用の防水シートを急遽大量に調達する必要に迫られた。市登録業者、メーカー等に緊急の配送を要請したが、それだけではまったく足りない状態となったため、市登録業者団体に協力を依頼、傘下の工事業業者が使用している防水シートを集めてもらった。また、あるメーカーからは8千枚の寄贈を受けた。

その結果、21日中に1万1千枚を調達。以後5日間に有償、無償を合わせて合計10万5千枚を調達することができた。

その他散発的に発注したものを含め、経理課が緊急に調達した物資の品種はおおむね図表15-1-2のとおりである。

図表15-1-1 支給した生活必需品

- ・毛布、枕、タオル、手拭い
- ・茶碗、お碗、はし、皿
- ・鍋、包丁、まな板、しゃもじ、お玉、やかん
- ・塩・醤油、石鹸、洗面器、バケツ、マッチ、トイレットペーパー、ゴミ袋
- ・こたつ

なお、行財政改善の一環として実施された、9年4月1日からの専決規程の改正において、震災時の契約実態を考慮し、災害応急物資につ

いては、従来、保健福祉局長だけが100万円の契約権限であったものを、各局長共通して1,000万円まで契約権限を拡大することに改正された。

図表15-1-2 理財局経理課で緊急調達した主な物資

- ガソリン・軽油・灯油・重油・防水シート・インスタントカメラ・フィルム・自転車・住宅地図・ホワイトボード・ガムテープ・ダンボール・FAX用ロール紙・傘・レインコート・雨合羽・下着・防寒着・ゴム手袋・軍手・マスク・マットレス・懐中電灯・電池・ハンドマイク・FAX・消火器・ガスコンロ・カセットボンベ・一輪車・コンベアローラ・スコップ・ハンマー・バール・トラロープ・テント・腕章・ヘルメット・チェーンカギ・バケツ・かぜ薬・トイレットペーパー・ゴミ袋・せっけん・氷・り災証明書の印刷・マイクロバス借上・タクシー借上 等

3. 応急復旧工事等の契約

(1) 応急復旧工事の契約

震災時点では、過年度からのものも含めて785件、契約金額ベースで約2,004億円の工事を施工していたが、100件、約101億円の工事を契約解除せざるを得なかった。

そのため震災後の発注方針としては、なによりも緊急に対応すべき工事が優先されたため、契約解除した工事については、各局で見直し作業を行い、優先度の高い事業については、改めて発注することとした。

震災後、あらゆる部局から即座に要求のあった市内全域の公共施設等の緊急・応急工事については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の要件に該当するため、随意契約により処理していった。

工事担当部局では、現場で緊急の仮復旧を行いながら、同時に被災箇所調査、復旧方法の検討を行い、設計を進めていくより方法がなかった。そのため、既存建築物、構造物などで、緊急性等考慮し随意契約で施工せざるを得ないものは随意契約で、それ以外は競争入札で対応することとした。

しかしながら、緊急復旧・応急復旧工事のな

かでも、一般会計にかかる予定金額5億円以上の大規模な契約は、市会の承認（議決）を経て契約を締結すべきものであったが、ライフライン、幹線道路など市民生活に密着した社会資本は、1日も早い復旧が必要とされ、急施を要することから、地方自治法第179条に規定する専決処分による契約を行った（図表15-1-5）。

具体的な工事としては、ポートアイランドや六甲アイランドの住民の唯一の公共交通手段となっているポートライナー及び六甲ライナーの復旧工事、台風シーズンの到来までに整備しておく必要のある港湾局の防潮堤等の復旧工事などであった。

こうした工事の発注業者については、地元業者で可能な応急工事は地域性等を考慮して地元業者へ、また専門的、高度な技術的要素を含むものは、神戸市内に支店等を設置する全国大手業者へ発注し、迅速な現場での対応を行った。

(2) 倒壊家屋等の解体撤去の契約

倒壊家屋等の解体撤去は、環境局が対応することになったが処理量が膨大であるため、契約方法は単価契約の方法をとった。

6年度の単価契約では、契約対象業者を神戸市に入札参加資格登録をしている地元業者及び準地元業者に限り、2月7日付で330社と契約を行った。しかし、7年度中に市街地からのガレキの撤去を完了するためには、さらに対象業者の拡大を図る必要が生じたため、7年度の単価契約については契約対象業者を神戸市の入札参加資格を持つすべての業者に拡大して契約希望業者の公募を行った。

これにより応募期限までに421社の応募があり、担当地区抽選会を経て最終的に411社と単価契約を締結することとなった（4月28日）。

業者の所在地別の内訳では地元業者で329、準地元業者で54社、その他業者で28社であった。

また、発注方法については当初、発注物件別に個別発注する方式であったが、7年度は業者ごとに担当地区を指定する地区割り方式とした。

具体的には市内を地区割りして業者の担当地区を決め、基本的にはその地区内で発生する市施工の解体撤去工事の物件は、各区災害対策本部から地区担当業者に発注されることとし、業者の施工能力に応じて配分地区数に差を設けた。この結果、業者が面的に施工できることで、6年度に比べると施工能率は大きく向上した。

(3) 新入札制度による契約

当初、工事については平成7年度当初から新入札制度として条件付一般競争入札、公募型指名競争入札を本格実施する予定であったが今回の震災により、本格実施移行の時期を変更して、平成8年1月の政府調達協定の発効に合わせることにし、平成7年中は、新入札制度については試行を継続し、年内に本格実施できる体制や制度を整備することとした。

この結果、平成7年度の試行件数は5件であった。

(4) 競争入札資格申請

平成7年2月は、2年に1度の競争入札参加資格審査の時期であった。従来どおり前年の12月頃から市広報等を通じて準備を進めてきていたが、震災時の混乱による業者の状態や、復旧事業におわれる職員の状況を勘案すれば、資格審査を実施できる状況ではないため、有効期間を1年間延長することとし、平成8年の2月に実施した。

図表15-1-3 震災により契約解除した施工中工事（契約金額1億円以上）

工 事 名	金額（百万円）	進捗率（％）
西市民病院整備工事	5,377	65
名谷未来都市モデル事業管理棟新築工事	782	0
本山中学校改築工事	760	0
唐熊公園整備工事	145	0
港湾幹線道路床版補強工事	170	0
荻藻島工区防潮胸壁築造工事	222	0
摩耶大橋料金所料金徴収装置設置工事	119	80

図表15-1-4 震災による新入札対象工事の処理状況

工 事 名	入札方法	処 理 状 況
六甲山トンネル換気坑築造工事	公募型	入札日を延期して入札実施 (3月10日)
舞子ピラ本館立替工事	一般	中止
PC-14, 15管理棟他新築工事	一般	受付を延期して入札実施 (3月28日)
(仮称)新長田駅前再開発ビル新築工事	一般	一旦中止、再度受付て入札実施 (4月21日)
(仮称)舞子海岸東地区埋立その他工事	一般	一旦中止、再度受付て入札実施 (4月21日)
王子駐車場新築工事	一般	中止

図表15-1-5 専決処分した工事請負契約

工 事 名	請 負 金 額
六甲アイランド線上部工災害復旧工事(その1-2)	6億770万円
六甲アイランド線上部工災害復旧工事(その2)	8億4,460万円
六甲アイランド線駅舎部災害復旧工事(その1-2)	8億6,520万円
ポートアイランド線上部工災害復旧工事(その2-3)	10億4,030万円
ポートアイランド線下部工災害復旧工事(その1-4)	18億8,490万円
ポートアイランド線駅舎部災害復旧工事(その1-2)	5億1,500万円
島上町地区防潮堤及び島上物揚場災害復旧工事	6億8,804万円
西部工区防潮堤災害復旧工事(その1)	16億1,710万円
西部工区防潮堤災害復旧工事(その2)	19億794万円
兵庫運河地区防潮堤及び護岸災害復旧工事	11億1,240万円
荻藻島地区防潮堤, 護岸及び物揚場災害復旧工事	14億7,290万円

第2節 財政支出

1. 震災関連事業費の状況

(1) 神戸市震災関連事業費決算の状況

図表15-2-1にあるように、震災後、平成10年度までに震災関連事業費として執行した額は、2兆1,571億円に上っており、その全額が震災がなければ発生しなかった純増加経費である。また、震災対策という経費の性格上その約80%が一般会計で執行されたことがわかる。平成6年度以降の通常事業費は、義務的に増大する扶助費や公債費などを含んでも、平成8年度を除き一般会計で決算額が減少しているが、これは通常事業の投資的経費の削減や物件費の削減、事務事業の見直しなどの行財政改善の影響によるものである。なお、平成8年度の通常事業費が増加しているのは再開発事業や中小企業融資等の増額によるものである。

図表15-2-2「震災関連事業費の決算状況」では、総額2兆1,571億円の財源内訳として、国庫支出金が7,591億円で35.2%、県支出金が614億円で2.8%、市債が9,916億円で46.0%、その他特定財源が1,966億円で9.1%、一般財源が1,482億円で6.9%となっており、市債の構成比が一番大きいことがわかる。この市債の中には、平成17年度には市に返還される財団法人 阪神・淡路大震災復興基金への出捐金・貸付金3,000億円が含まれているため、それを除けば6,916億円となる。いずれにしても、震災前の平成5年度の一般会計市債残高が、8,056億円であったことを考慮すると、市制始まって以来100年余りの累積の市債残高が、わずか4年弱で大きく膨れ上がったことになる。この市債については、復興基金の3,000億円を除くと、その元利償還の約40%が普通交付税の基準財政需要額への算入や特別交付税で措置される見込みとなっている。

次に、その用途については、生活支援が1,722億円で8.0%、復旧事業が8,321億円で38.6%、

図表15-2-1 震災関連決算額

(単位：千円)

区分・年度	一般会計		特別・企業会計		全会計合計		
		構成比		構成比		構成比	
震災関連事業費	平成6年度	63,796,737	6.8%	11,090,878	1.1%	74,887,615	3.8%
	平成7年度	791,731,224	48.2%	163,926,064	13.3%	955,657,288	33.3%
	平成8年度	438,040,963	32.7%	185,975,914	15.0%	624,016,877	24.2%
	平成9年度	254,621,475	23.5%	41,206,217	3.7%	295,827,692	13.5%
	平成10年度	163,250,729	17.1%	43,473,374	3.9%	206,724,103	10.0%
	小計	1,711,441,128	28.7%	445,672,447	7.8%	2,157,113,575	18.5%
通常事業	平成6年度	872,361,117	93.2%	1,016,206,463	98.9%	1,888,567,580	96.2%
	平成7年度	850,424,157	51.8%	1,066,478,375	86.7%	1,916,902,532	66.7%
	平成8年度	900,764,130	67.3%	1,053,934,082	85.0%	1,954,698,212	75.8%
	平成9年度	830,752,784	76.5%	1,064,465,152	96.3%	1,895,217,936	86.5%
	平成10年度	789,185,145	82.9%	1,064,290,053	96.1%	1,853,475,198	90.0%
	小計	4,243,487,333	71.3%	5,265,374,125	92.2%	9,508,861,458	81.5%
合計	平成6年度	936,157,854	100%	1,027,297,341	100%	1,963,455,195	100%
	平成7年度	1,642,155,381	100%	1,230,404,439	100%	2,872,559,820	100%
	平成8年度	1,338,805,093	100%	1,239,909,996	100%	2,578,715,089	100%
	平成9年度	1,085,374,259	100%	1,105,671,369	100%	2,191,045,628	100%
	平成10年度	952,435,874	100%	1,107,763,427	100%	2,060,199,301	100%
	合計	5,954,928,461	100%	5,711,046,572	100%	11,665,975,033	100%

図表15-2-2 震災関連事業費の決算状況

(単位：千円)

		事業費	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
平成6年度	生活支援	33,794,542	5,359,749	22,303,679	1,086,279	-248,197	5,293,032
	災害復旧	40,545,694	10,327,803	544,579	18,866,000	7,448,384	3,358,928
	復興対策	547,379	73,900	0	3,869,000	0	-3,395,521
	計	74,887,615	15,761,452	22,848,258	23,821,279	7,200,187	5,256,439
平成7年度	生活支援	129,878,536	9,339,743	32,807,408	77,091,905	4,737,328	5,902,152
	災害復旧	423,609,867	242,674,252	2,091,056	149,050,532	26,142,558	3,651,469
	復興対策	402,168,885	52,815,260	79,008	298,740,800	38,766,487	11,767,330
	計	955,657,288	304,829,255	34,977,472	524,883,237	69,646,373	21,320,951
平成8年度	生活支援	2,298,898	285,914	256,146	0	1,117,670	639,168
	災害復旧	308,735,625	186,983,332	485,781	101,199,100	21,234,424	-1,167,012
	復興対策	312,982,354	67,088,327	432,160	187,470,664	23,216,002	34,775,201
	計	624,016,877	254,357,573	1,174,087	288,669,764	45,568,096	34,247,357
平成9年度	生活支援	2,699,483	285,055	530,160	4,000	1,672,115	208,153
	災害復旧	52,070,842	27,583,433	0	5,886,000	8,604,268	9,997,141
	復興対策	241,057,367	90,778,393	396,188	75,421,410	29,077,648	45,383,728
	計	295,827,692	118,646,881	926,348	81,311,410	39,354,031	55,589,022
平成10年度	生活支援	3,580,289	547,442	1,210,219	0	1,408,941	413,687
	災害復旧	7,193,963	1,587,590	0	2,873,000	2,491,120	242,253
	復興対策	195,949,851	63,401,782	297,918	70,055,935	31,027,872	31,166,344
	計	206,724,103	65,536,814	1,508,137	72,928,935	34,927,933	31,822,284
震災関連事業費累計	生活支援	172,251,748	15,817,903	57,107,612	78,182,184	8,687,857	12,456,192
	災害復旧	832,155,991	469,156,410	3,121,416	277,874,632	65,920,754	16,082,779
	復興対策	1,152,705,836	274,157,662	1,205,274	635,557,809	122,088,009	119,697,082
	合計	2,157,113,575	759,131,975	61,434,302	991,614,625	196,696,620	148,236,053

復興事業が1兆1,527億円で53.4%となっている。財団法人 阪神・淡路大震災復興基金への出捐金・貸付金3,000億円は、復興事業に分類しているため、それを除いた行政からの直接的な執行額で言えば、復旧事業と復興事業がほぼ同額となる。また、生活支援の事業費が復旧事業や復興事業に比べると少額となっているが、これはソフト面での災害救助（食料・医療の給付、避難所の運営等）が中心の経費であり、ハード整備が殆ど含まれていないこと。神戸市と兵庫県で設立した、財団法人 阪神・淡路大震災復興基金が行政の仕事を補完する形で被災者の生活支援等に、3,000億円を超える事業を実施していることによるものである。

なお、震災関連事業費の各会計毎の執行状況は図表15-2-3のとおりである。

一方、本市の震災関連経費が神戸市内の震災関連経費の全体額と誤解される場合があるが、本市が執行する経費以外にも、国の直轄事業（国道、護岸、治山・砂防等）、県事業（県営住

宅、河川整備、庁舎の復旧等）や政府関係機関による事業（政府系金融機関による災害関連融資、住宅・都市整備公団による住宅建設等）があるため、市内で実施された公的部門の震災関連経費は、本市の執行額をかなり大幅に上回る額と推定される。

(2) 国の対応状況

阪神・淡路大震災は災害の規模が死者、負傷者数、被害建物数、火災発生件数、被災公共公益施設数等々、いずれの面でも極めて甚大で、その復旧のためには通常の想定をはるかに超える地方公共団体の負担が求められるとの認識に基づき、災害救助や災害復旧に関して、他に類例のない手厚い財政支援措置がとられた。国庫補助率の引き上げ、補助対象事業の拡大、地方負担分に対する交付税措置の拡充等々が「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」などにより措置されたところである。その主な概要は、図表15-2-4のと

おりである。

震災前の状況に戻す公共施設等の復旧事業については、図表15-2-4のように様々な法制度の整備による国の絶大な支援を得る事ができたが、復興事業については、他地域とのバランス問題から、復興区画整理や復興再開発で補助対象の拡大と起債・地方交付税措置の拡充等が図られたものの、補助率の嵩上げ等の法制度面での包括的な財政支援措置はとられていない。しかし、国は復興事業について、地方負担が小さくなる補正予算で事業費の確保を図っており、事実上、復興事業にも地方負担の低減化の工夫がなされている。

なお、国の震災関連予算措置の状況は、下記の通りである。

〔国の震災関連予算措置の状況（平成6～10年度）〕

平成6年度2次補正	1兆223億円
“ 予備費	143億円
平成7年度重点	約1,300億円
“ 1次補正	1兆4,293億円
“ 2次補正	7,782億円
平成8年度当初予算	2,885億円
“ 補正予算	2,945億円
平成9年度当初予算	2,829億円
“ 補正予算	1,208億円
平成10年度当初予算	2,378億円
“ 1次補正	827億円
“ 2次補正	594億円
合 計	4兆7,407億円

（うち、補正予算措置3兆7,872億円）

図表15-2-3-① 震災関連事業費（会計別）一覧表（平成6年度～10年度）

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源
総務費	3,338,212	121,219	0	592,000	629,893	1,995,100
市民費	254,714	0	0	0	28,000	226,714
民生費	108,219,181	9,345,017	3,273,012	78,581,867	2,619,443	14,399,842
衛生費	447,988	353,340	200	59,000	0	35,448
環境費	23,424,811	3,909,614	0	16,411,000	53,551	3,050,646
商工費	38,092,459	32,461	0	9,272,832	23,342,147	5,445,019
農政費	724,135	0	296,950	103,226	79,145	244,814
土木費	107,086,853	16,239,658	139,827	55,077,000	7,811,132	27,819,236
都市計画費	289,926,864	101,707,678	0	87,710,000	50,033,457	50,475,729
住宅費	253,954,700	125,328,467	500	103,128,000	631,622	24,866,111
消防費	7,297,438	1,044,799	37,700	3,757,000	17,178	2,440,761
教育費	37,478,909	7,429,792	705,827	10,569,700	11,380,650	7,392,940
災害復旧費	492,447,261	256,474,758	55,635,711	168,584,000	7,976,745	3,776,047
諸支出金	348,747,603	0	355,243	335,075,000	7,249,714	6,067,646
一般会計 計	1,711,441,128	521,986,803	60,444,970	868,920,625	111,852,677	148,236,053
市場事業費	8,466,082	4,540,862	0	2,184,000	1,741,220	0
国民健康保険事業費	8,042,987	6,460,430	0	0	1,582,557	0
老人保健医療事業費	3,006,557	646,410	162,354	0	2,197,793	0
勤労者福祉共済事業費	306,670	0	0	0	306,670	0
母子寡婦福祉資金貸付事業費	155,117	0	0	406,317	-251,200	0
住宅新築資金貸付事業費	965,242	105,060	5,258	314,000	540,924	0
土地先行取得事業費	737,198	0	0	737,000	198	0
駐車場事業費	272,424	19,296	0	220,000	33,128	0
海岸環境整備事業費	201,468	0	0	201,432	36	0
市街地再開発事業費	12,516,648	1,581,745	0	8,333,000	2,601,903	0
市営住宅事業費	369,231	3,261	0	1,000	364,970	0
特別会計 計	35,039,624	13,357,064	167,612	12,396,749	9,118,199	0
下水道事業会計	89,546,248	49,255,662	0	12,918,000	27,372,586	0
港湾整備事業会計	260,494,320	154,041,313	0	88,346,200	18,106,807	0
新都市整備事業会計	12,399,237	0	0	0	12,399,237	0
病院事業会計	9,155,786	4,452,813	37,498	2,207,051	2,458,424	0
自動車事業会計	465,371	0	0	195,000	270,371	0
高速鉄道事業会計	4,651,625	996,365	498,183	662,000	2,495,077	0
水道事業会計	30,996,950	13,406,261	286,039	5,457,000	11,847,650	0
工業用水道事業会計	2,923,286	1,635,694	0	512,000	775,592	0
企業会計 計	410,632,823	223,788,108	821,720	110,297,251	75,725,744	0
全会計 計	2,157,113,575	759,131,975	61,434,302	991,614,625	196,696,620	148,236,053

図表15-2-3-② 平成6年度震災関連事業費（会計別）一覧表

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳					事 業 内 容
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
総務費	39,114	0	0	0	0	39,114	慰霊祭等
市民費	25,434	0	0	0	0	25,434	災害対策広報
民生費	17,170,503	4,861,350	2,427,500	796,867	0	9,084,786	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付、神戸市災害見舞金等
衛生費	25,151	17,501	200	7,000	0	450	公衆浴場確保、検査機器復旧等
商工費	374,379	0	0	0	0	374,379	仮設工場の建設、震災復旧特別資金融資等
都市計画費	27,000	13,500	0	14,000	0	-500	街路築造費
住宅費	146,000	60,400	0	0	0	85,600	
消防費	1,167,901	0	0	0	1,110	1,166,791	消防団員出動手当、市民生協救済援助費等
教育費	910,539	403,398	0	0	0	507,141	被災児童修学援助
災害復旧費	39,806,430	9,440,083	19,884,229	18,315,000	11,160	-7,844,042	庁舎等災害復旧、民生施設災害復旧、教育施設災害復旧、農政施設災害復旧、土木施設災害復旧、都市施設災害復旧、阪神高速道路災害復旧、改良住宅補修、海岸施設災害復旧、非常食料の調達、資機材等の借上・調達、宿泊船の借上等
諸支出金	4,104,286	0	0	2,287,000	0	1,817,286	公営企業繰出金
一般会計 計	63,796,737	14,796,232	22,311,929	21,419,867	12,270	5,256,439	
母子家庭福祉資金貸付事業費	26,945	0	0	287,412	-260,467	0	
駐車場事業費	127,001	0	0	116,000	11,001	0	
特別会計 計	153,946	0	0	403,412	-249,466	0	
下水道事業会計	1,159,349	0	0	0	1,159,349	0	下水道施設災害復旧
港湾整備事業会計	3,041,000	419,416	0	1,504,000	1,117,584	0	港湾施設災害復旧、埠頭公社災害復旧補助・貸付、摩耶・新港・兵庫地区再開発
開発事業会計	1,245,689	0	0	0	1,245,689	0	施設災害復旧
病院事業会計	1,115,911	1,062	0	0	1,114,849	0	西市民病院復旧等
自動車事業会計	232,213	0	0	80,000	152,213	0	
高速鉄道事業会計	2,062,391	500,580	250,290	311,000	1,000,521	0	御崎公園地下駐車場建設受託
水道事業会計	2,066,754	44,162	286,039	103,000	1,633,553	0	水道施設災害復旧
工業用水道事業会計	13,625	0	0	0	13,625	0	工業用水道施設災害復旧
企業会計 計	10,936,932	965,220	536,329	1,998,000	7,437,383	0	
全会計 計	74,887,615	15,761,452	22,848,258	23,821,279	7,200,187	5,256,439	

図表15-2-3-③ 平成7年度震災関連事業費（会計別）一覧表

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳					事 業 内 容
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
総務費	1,062,529	0	0	0	89,481	973,048	代替事務所借上、追悼式、広報誌の市外一時転出者への郵送等
市民費	33,200	0	0	0	25,000	8,200	青少年地域活動充実等
民生費	83,030,959	2,168,982	653,690	77,147,000	165,145	2,896,142	災害援護資金貸付、災害弔慰金・災害障害見舞金、老人措置費、地域型仮設住宅生活支援等
衛生費	160,201	108,086	0	52,000	0	115	仮設住宅等総合健康相談、墓園復旧等
環境費	296,423	18,357	0	218,000	0	60,066	淡河環境センター第二期埋立準備工事等
商工費	24,610,818	0	0	1,000,000	22,852,850	757,968	震災復興特別資金融資、震災融資利子補給、信用保証協会出損金、仮設工場建設等
土木費	32,112,060	4,170,500	71,827	21,354,000	5,380,483	1,135,250	公園整備事業、道路改良事業、都市山麓グリーンベルト整備事業等
都市計画費	60,530,134	26,912,471	0	20,630,000	6,775,158	6,212,505	再開ビル復旧、復興区画整理、復興再開、復興街路費等
住宅費	75,096,778	20,993,100	0	50,472,000	364,176	3,267,502	災害公営住宅建設、特定優良賃貸住宅整備事業、従前居住者用賃貸住宅整備事業等
消防費	420,516	123,479	0	234,000	0	63,037	消防車両整備等
教育費	2,213,555	985,093	257,559	0	0	970,903	被災文化財保存修理、被災生徒修学援助、復興埋蔵文化財調査等
災害復旧費	288,946,078	149,960,807	33,578,891	101,824,000	1,514,705	2,067,675	災害廃棄物処理、土木施設災害復旧、阪神高速道路災害復旧、公営住宅再建、改良住宅再建、市営住宅修繕、民有護岸災害復旧、学校園災害復旧・改築等
諸支出金	223,217,973	0	0	215,278,000	5,031,433	2,908,540	復興基金への出損・貸付・補助、鉄道災害復旧費補助、公営企業繰出等
一般会計 計	791,731,224	205,440,875	34,561,967	488,209,000	42,198,431	21,320,951	
市場事業費	1,766,060	1,076,344	0	472,000	217,716	0	本場・東部市場災害復旧等
国民健康保険事業費	8,042,987	6,460,430	0	0	1,582,557	0	
老人保健医療事業費	3,006,557	646,410	162,354	0	2,197,793	0	
勤労者福祉共済事業費	306,670	0	0	0	306,670	0	震災見舞金給付
母子寡婦福祉資金貸付事業費	128,172	0	0	118,905	9,267	0	
住宅新築資金等貸付事業費	884,142	105,060	5,258	252,800	521,024	0	
土地先行取得事業費	737,198	0	0	737,000	198	0	都市計画用地
駐車場事業費	145,423	19,296	0	104,000	22,127	0	駐車場災害復旧
海岸環境整備事業費	201,468	0	0	201,432	36	0	マリンピア神戸災害復旧
特別会計 計	15,218,677	8,307,540	167,612	1,886,137	4,857,388	0	
下水道事業会計	18,147,043	13,283,469	0	132,000	4,731,574	0	下水道施設災害復旧
港湾整備事業会計	106,985,742	71,896,329	0	31,988,100	3,101,313	0	港湾施設災害復旧
開発事業会計	9,828,861	0	0	0	9,828,861	0	施設災害復旧、災害廃棄物処理等
病院事業会計	2,370,867	1,563,172	0	656,000	151,695	0	中央市民病院復旧・西市民病院復旧等
自動車事業会計	233,158	0	0	115,000	118,158	0	施設災害復旧
高速鉄道事業会計	2,148,939	495,785	247,893	351,000	1,054,261	0	地下鉄災害復旧
水道事業会計	7,771,130	3,201,871	0	1,357,000	3,212,259	0	水道施設災害復旧
工業用水道事業会計	1,221,647	640,214	0	189,000	392,433	0	工業用水道施設災害復旧
企業会計 計	148,707,387	91,080,840	247,893	34,788,100	22,590,554	0	
全会計 計	955,657,288	304,829,255	34,977,472	524,883,237	69,646,373	21,320,951	

図表15-2-3-④ 平成8年度震災関連事業費（会計別）一覧表

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳					事 業 内 容
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
総務費	820,760	89,575	0	220,000	151,175	360,010	区庁舎防災機能強化、防災行政無線同報系整備、追悼式、広報誌の市外一時転出者への郵送等
市民費	117,290	0	0	0	3,000	114,290	市民のつどい等
民生費	2,180,414	689,346	105,726	156,000	409,918	819,424	「ふれあいセンター」管理運営費補助、地域型仮設住宅生活支援、特別養護老人ホーム等整備助成等
衛生費	98,551	87,654	0	0	0	10,897	仮設住宅等健康支援、健康づくりイベント等
環境費	200,610	0	0	109,000	9,460	82,150	淡河環境センター第二期埋立準備工事等
商工費	4,173,377	10,000	0	2,738,938	106,825	1,317,614	復興支援工場の建設、まちづくり特別補助等
農政費	331,191	0	164,380	51,226	16,316	99,269	ため池防災対策等
土木費	22,665,076	3,582,470	68,000	11,381,000	1,482,097	6,151,509	道路改良、公園整備、本州四国連絡橋公団出資等
都市計画費	90,589,218	29,661,424	0	29,153,000	12,120,516	19,654,278	東部新都心整備、復興市街地再開発、復興街路築造、復興区画整理等
住宅費	58,918,743	25,886,773	0	27,848,000	19,649	5,164,321	災害公営住宅建設、災害復興特定優良賃貸住宅整備、従前居住者用住宅整備、マンション建替支援、改良住宅建設等
消防費	2,035,651	516,883	0	1,491,000	200	27,568	消防署所の耐震強化、消防団充実強化、防災福祉コミュニティ推進、耐震性防火水槽設置、画像電送システム整備等
教育費	12,858,087	2,879,951	207,018	6,019,300	2,273,588	1,478,230	学校施設の復興、東部新都心学校整備、埋蔵文化財調査等
災害復旧費	129,068,175	77,954,078	518,308	47,413,000	3,967,202	-784,413	応急仮設住宅管理、土木施設災害復旧、災害廃棄物処理、阪神高速道路災害復旧、公営住宅再建、学校施設災害復旧、民有護岸災害復旧等
諸支出金	113,983,820	0	89,700	111,943,000	2,198,910	-247,790	復興基金への補助・貸付、公営企業繰出、宝くじ収入
一般会計 計	438,040,963	141,358,154	1,153,132	238,523,464	22,758,856	34,247,357	
市場事業費	3,709,776	1,863,045	0	1,712,000	134,731	0	本場・東部市場災害復旧等
住宅新築資金等貸付事業費	81,100	0	0	61,200	19,900	0	
特別会計 計	3,790,876	1,863,045	0	1,773,200	154,631	0	
下水道事業会計	33,908,221	22,836,404	0	2,844,000	8,227,817	0	下水道施設災害復旧
港湾整備事業会計	127,642,252	78,353,142	0	41,749,100	7,540,010	0	港湾施設災害復旧、埠頭公社災害復旧補助・貸付、摩耶・新港・兵庫地区再開発
新都市整備事業会計	1,324,687	0	0	0	1,324,687	0	施設災害復旧
病院事業会計	344,700	89,648	20,955	94,000	140,097	0	西市民病院復旧等
高速鉄道事業会計	440,295	0	0	0	440,295	0	御崎公園地下駐車場建設受託
水道事業会計	16,869,682	8,861,700	0	3,387,000	4,620,982	0	水道施設災害復旧
工業用水道事業会計	1,655,201	995,480	0	299,000	360,721	0	工業用水道施設災害復旧
企業会計 計	182,185,038	111,136,374	20,955	48,373,100	22,654,609	0	
全会計 計	624,016,877	254,357,573	1,174,087	288,669,764	45,568,096	34,247,357	

図表15-2-3-⑤ 平成9年度震災関連事業費（会計別）一覧表

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳					事 業 内 容
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
総務費	724,968	31,644	0	105,000	224,070	364,254	区庁舎防災機能強化、震災記念協会への出損、追悼式、広報誌の市外一時転出者への郵送等
市民費	33,663	0	0	0	0	33,663	「元気アップ神戸」市民運動の展開等
民生費	4,264,083	1,046,222	58,204	136,000	1,861,467	1,162,190	特別養護老人ホーム等整備助成、地域型仮設住宅生活支援、「ふれあいセンター」管理運営費補助、生活再建支援金の支給等
衛生費	98,823	74,837	0	0	0	23,986	災害公営住宅等での被災者健康確保対策等
環境費	5,943,939	234,509	0	4,965,000	7,556	736,874	第10次クリーンセンターの建設等
商工費	4,200,297	0	0	3,358,759	22,140	819,398	復興支援工場の建設等
農政費	299,517	0	100,802	52,000	51,247	95,468	ため池防災対策等
土木費	28,228,708	3,586,444	0	9,679,000	878,650	14,084,614	直轄道路負担金、防災公園等整備、道路改良、公園整備、本州四国連絡橋公団出資等
都市計画費	86,805,945	27,707,751	0	24,833,000	17,306,872	16,958,322	東部新都心整備、復興市街地再開発、復興街路築造、復興区画整理等
住宅費	76,172,150	50,840,021	250	18,154,000	98,283	7,079,596	災害公営住宅建設、従前居住者用住宅整備、災害復興特定優良賃貸住宅整備、マンション建替支援等
消防費	2,354,491	325,537	22,550	1,475,000	0	531,404	耐震性防火水槽設置、六甲アイランド出張所建設、ヘリコプターテレビ伝送システムの整備等
教育費	10,676,727	2,040,075	122,500	2,498,600	2,203,734	3,811,818	学校施設の復興、学校施設耐震補強、被災文化財修理等
災害復旧費	31,818,694	19,047,165	471,956	785,000	1,257,694	10,256,879	応急仮設住宅管理、災害廃棄物処理、改良住宅再建、学校施設災害復旧、土木施設災害復旧等
諸支出金	2,999,470	0	133,543	3,216,000	19,371	-369,444	公営企業繰出、復興基金への補助、宝くじ収入
一般会計 計	254,621,475	104,934,205	909,805	69,257,359	23,931,084	55,589,022	
市場事業費	2,990,246	1,601,473	0	0	1,388,773	0	東部市場災害復旧等
特別会計 計	2,990,246	1,601,473	0	0	1,388,773	0	
下水道事業会計	19,555,007	7,911,764	0	4,195,000	7,448,243	0	下水道施設災害復旧等
港湾整備事業会計	12,829,296	2,076,426	0	6,622,000	4,130,870	0	港湾施設災害復旧、摩耶・新港・兵庫地区再開発、東部臨海部再開発等
病院事業会計	1,842,785	824,485	16,543	603,051	398,706	0	西市民病院復旧等
水道事業会計	3,956,070	1,298,528	0	610,000	2,047,542	0	水道施設災害復旧等
工業用水道事業会計	32,813	0	0	24,000	8,813	0	工業用水道施設災害復旧
企業会計 計	38,215,971	12,111,203	16,543	12,054,051	14,034,174	0	
全会計 計	295,827,692	118,646,881	926,348	81,311,410	39,354,031	55,589,022	

図表15-2-3-⑥ 平成10年度震災関連事業費（会計別）一覧表

（単位：千円）

款・会計名	事業費	財 源 内 訳					事 業 内 容
		国庫支出金	県支出金	市 債	その他	一般財源	
総務費	690,841	0	0	267,000	165,167	258,674	区庁舎防災機能強化、追悼式、広報誌の市外一時転出者への郵送、阪神・淡路大震災記念プロジェクトの推進、防災行政無線同報系の整備・運用等
市民費	45,127	0	0	0	0	45,127	「元気アップ神戸」市民運動の展開、慰霊と復興のモニュメント設置準備等
民生費	1,573,222	579,117	27,892	346,000	182,913	437,300	災害公営住宅等における生活支援、被災者自立支援金支給、ケアハウス「福寿荘」・救護ホーム「和光園」整備、地域型仮設住宅生活支援、「ふれあいセンター」管理運営費補助、生活再建支援金の支給等
衛生費	65,262	65,262	0	0	0	0	災害公営住宅等での被災者健康確保対策等
環境費	16,983,839	3,656,748	0	11,119,000	36,535	2,171,556	第10次クリーンセンターの建設、破砕選別施設の建設等
商工費	4,733,588	22,461	0	2,175,135	360,332	2,175,660	復興支援工場の建設、くつのまち：ながた核施設運営会社出資、神戸国際会館の再建、神戸ブランドプラザの設置等
農政費	93,427	0	31,768	0	11,582	50,077	ため池防災対策、須磨浦漁船だまり建設等
土木費	24,081,009	4,900,244	0	12,663,000	69,902	6,447,863	直轄道路負担金、ライフラインの強化、防災公園等整備、本州四国連絡橋団出資、道路公社出資等
都市計画費	51,974,567	17,412,532	0	13,080,000	13,830,911	7,651,124	東部新都心整備、復興市街地再開発、復興街路築造、復興区画整理等
住宅費	43,621,029	27,548,173	250	6,654,000	149,514	9,269,092	災害公営住宅建設、従前居住者用住宅整備、災害復興特定優良賃貸住宅整備、マンション建替支援
消防費	1,318,879	78,900	15,150	557,000	15,868	651,961	中央消防署・職員待機宿舎の建設、耐震性防火水槽設置、防災福祉コミュニティの推進等
教育費	10,820,001	1,121,275	118,750	2,051,800	6,903,328	624,848	六甲アイランド高校開設、東部新都心小学校用地取得、学校施設耐震補強、被災文化財修理等
災害復旧費	2,807,884	72,625	1,182,327	247,000	1,225,984	79,948	応急仮設住宅管理、仮設住宅解体撤去・復旧、生活支援アドバイザー派遣、養護老人ホーム「和光園」再建等
諸支出金	4,442,054	0	132,000	2,351,000	0	1,959,054	公営企業繰出、復興基金への補助、宝くじ収入
一般会計 計	163,250,729	55,457,337	1,508,137	51,510,935	22,952,036	31,822,284	
市街地再開発事業費	12,516,648	1,581,745	0	8,333,000	2,601,903	0	六甲道駅南地区、新長田駅南地区
市営住宅事業費	369,231	3,261	0	1,000	364,970	0	民間借上住宅等利子補給、事業用仮設住宅撤去等
特別会計 計	12,885,879	1,585,006	0	8,334,000	2,966,873	0	
下水道事業会計	16,776,628	5,224,025	0	5,747,000	5,805,603	0	汚水幹枝線布設、処理場建設、下水道施設災害復旧等
港湾整備事業会計	9,996,030	1,296,000	0	6,483,000	2,217,030	0	摩耶・新港東・兵庫地区再開発、東部臨海部再開発等
病院事業会計	3,481,523	1,974,446	0	854,000	653,077	0	西市民病院復興
水道事業会計	333,314	0	0	0	333,314	0	復興給水本管整備等
企業会計 計	30,587,495	8,494,471	0	13,084,000	9,009,024	0	
全会計 計	206,724,103	65,536,814	1,508,137	72,928,935	34,927,933	31,822,284	

図表15-2-4 阪神・淡路大震災の災害復旧に係る補助・起債・交付税措置の概要

施設種別	国庫補助・負担制度				起債制度			備考
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令等	起債の種別	充当率	交付税措置	
河川	○	負	災害復旧事業費の総額が 標準税収入の1/2までの額については2/3 1/2超2倍までの額については3/4 2倍を超える額については4/4 =プール計算	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
海岸	○				直轄災害復旧事業債	100	95	
砂防施設	○				単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）	100	47.5～85.5	
地すべり防止施設	○				（激甚）	100	95	
急傾斜地崩壊防止施設	○				小災害復旧事業債			
道路	○							
港湾 （水域、外郭係留、重要な臨港交通施設）	○							
漁港	○							
下水道	○		汚水（補助裏、単独事業） 企業1/2（公営企業復旧債） 一般会計1/2（単独災害復旧債） 雨水（補助裏、単独事業） 一般会計（単独災害復旧債）	100 100 100	- 47.5～85.5 47.5～85.5	- 普交 普交		
災害廃棄物	-	補	1/2（標準費）	災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱	災害対策債	100	95	特交
農地等	-	補	農地5/10→8/10 農業用施設6.5/10→9/10 漁業用施設6.5/10→9/10 など	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	補助災害復旧事業債 単独災害復旧事業債	80 65	公共土木と同じ	普交
学校	○	負	2/3	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公共土木施設災害復旧と同じ			普交
学校応急仮設校舎	-	補	2/3	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公共土木施設災害復旧と同じ（小災害債は、該当しない）			普交

注) 1：○は、プール計算分

2：普交は、起債の元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に算入される事を意味する

3：特交は、起債の元利償還金が特別交付税で措置される事を意味する

施設種別	国庫補助・負担制度				起債制度			備考		
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令等	起債の種別	充当率	交付税措置			
公営住宅	○	補	1種 1/2 2種 2/3	公営住宅法	公共土木施設災害復旧と同じ		—	家賃		
罹災者公営住宅	—	補	2/3 → 激甚 3/4	公営住宅法	公営住宅債	85	—	家賃		
公立生活保護施設	○	負	1/2	生活保護法	補助災害復旧事業債 単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）	100	95	普交		
公立児童福祉施設	○	負	1/2	児童福祉法		100	47.5～ 85.5			
公立養護・特別養護老人ホーム	○	負	1/2	老人福祉法（第15条第3項）						
公立身体障害者更生援護施設	○	負	1/2	身体障害者福祉法（第27条第2項）						
公立精神薄弱者更生施設・授産施設	○	負	1/2	精神薄弱者福祉法（第13条第2項）						
公立婦人保護施設	○	補	1/2	売春防止法						
伝染病院等	○	負	1/3	伝染病予防法						
伝染病予防	○	負	1/2	伝染病予防法		補助を受けて行う場合 災害対策債	100		95	特交
保健所	—	負	1/2	保健所法	単独災害復旧事業債	100	47.5～ 85.5	普交		
地域福祉センター等	—	—	—	—						
公民館	—	補	0 → 激甚 2/3	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	補助災害復旧事業債	100	95	普交		
図書館					単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）					
体育館									100	47.5～ 85.5
運動場										
プール	—	補	2/3	予算補助	単独災害復旧事業債	100	47.5～ 85.5	普交		

○は、プール計算分

施設種別	国庫補助・負担制度				起債制度			備考
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令等	起債の種別	充当率	交付税措置	
庁舎	—	—	—	—	単独災害復旧事業債	100	47.5～85.5	普交
港湾施設 ・上屋 ・埠頭用地	—	—	—	企業1/2（公営企業復旧債） 一般会計1/2（単独災害復旧債）	100 100	— 47.5～85.5	— 普交	
街路	—	補	8/10	阪神・淡路大震災特別財政援助法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
公園	—	補	8/10		単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）	100	47.5～85.5	家賃
都市排水路	—				単独災害復旧事業債	100	—	
一般廃棄物処理施設	—				単独災害復旧事業債	100	—	
改良住宅	—	補	8/10	補助裏、単独事業	100	—	—	
上水道	—	補	8/10	企業1/2（公営企業復旧債） 一般会計1/2（単独災害復旧債）	100	—	普交	
簡易水道	—				100	47.5～85.5		
工業用水道	—				100	47.5～85.5		
港湾施設 荷役機械	—	補	1/2	予算補助	補助災害復旧事業債	100	95	普交
港湾施設 緑地	—	補	1/2		—	—	—	所有者負担
国指定文化財	—	補	7/10以内（国） 1.5/10（県）	予算補助	—	—	—	所有者負担
公立福祉施設	—	補	2/3	阪神・淡路大震災特別財政援助法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
・老人福祉施設（デイサービスセンター、短期入所施設、介護支援センター、軽費老人ホーム） ・精薄者（通勤寮、福祉ホーム） ・社会事業授産施設					単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）	100	47.5～85.5	

施設種別	国庫補助・負担制度				起債制度			備考
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令等	起債の種別	充当率	交付税措置	
消防防火施設	—	補	2 / 3	阪神・淡路大震災特別財政援助法	補助災害復旧事業債	100	95	普交
公立火葬場	—				単独災害復旧事業債（※補助基準に満たないもの）	100	47.5～85.5	
少年自然の家	—							
地域改善対策集会所（生活文化会館）	—							
文化施設（300名以上の固定席）	—							
博物館	—							
公立医療施設	—	補	2 / 3 （看護婦宿舎は、1 / 2）	阪神・淡路大震災特別財政援助法	補助裏、単独事業			
					企業1/2（公営企業復旧債）	100	—	—
					一般会計1/2（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交
					看護婦宿舎（補助裏）			
					企業1/3（公営企業復旧債）	100	—	—
					一般会計2/3（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交
					医師宿舎宿舎、エレベーター、医療機器等の設備（単独事業）			
					企業1/6（公営企業復旧債）	100	—	—
					一般会計5/6（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交
中央卸売市場	—	補	2 / 3	補助裏、単独事業	企業1/2（公営企業復旧債）	100	—	—
					一般会計1/2（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交
自動車事業	—	—	—	企業1/2（公営企業復旧債）	100	—	—	—
				一般会計1/2（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交	
高速鉄道事業	—	補	1 / 4 （国） 1 / 8 （県）	鉄道軌道整備法	企業1/8（公営企業復旧債）	100	—	—
					一般会計1/2（単独災害復旧債）	100	47.5～85.5	普交

・他団体、民間法人等に対する補助

施設種別	国庫補助・負担制度				地方団体の負担			備考
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令	補助負担率	財政措置	交付税措置	
阪神高速道路	－	補	8／10 (国) 1／10 (県)	阪神高速道路法	1／10 (神戸市)	単独災害復旧事業債 (充当率100)	47.5～ 85.5	普交
民鉄・3セク 鉄道	－	補	1／4 (国) 1／8 (県)	鉄道軌道整備法	1／8 (神戸市)	単独災害復旧事業債 (充当率100)	47.5～ 85.5	普交
埠頭公社 (岸壁)	－	補	8／10 (引当金控除)	阪神・淡路大震災特別財政援助法	2／10	単独災害復旧事業債 (充当率100)	47.5～ 85.5	普交
埠頭公社 (荷役機械等)	－	－	2／10 (無利子貸付)	阪神・淡路大震災特別財政援助法	2／10 (管理者無利子) (特別転貸債) ・機能 4/10 (耐震 3/10) ・フェリー 5/10 (耐震 5/10)	一般単独債 (充当率70) 特別転貸債 (充当率100)	－ －	－ －
私立学校	－	補	1／2	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	－	－	－	－
専修・各種学校	－	補	1／2	予算補助	－	－	－	－
(専修学校は、学校法人・準学校法人のみ。各種学校は、外国人学校のみ)								
商店街振興組合等	－	補	1／2 (国) 1／4 (県)	阪神・淡路大震災特別財政援助法	－	－	－	－
阪神水道企業団	－	－	－	－	10／10	単独災害復旧事業債 (充当率100)	47.5～ 85.5	普交
国指定文化財	－	補	7／10以内 (国) 1／10 (県)	予算補助	1／10	－	－	所有者負担有

施設種別	国庫補助・負担制度				地方団体の負担			備考
	激甚	区分	補助負担率	根拠法令	補助負担率	財政措置	交付税措置	
民間福祉施設 ・生活保護施設 ・児童福祉施設	○	負	1/2 (法人負担 1/6)	生活保護法 児童福祉法	1/12	補助災害復 旧事業債 (充当率100)	95	普交
民間福祉施設	—	補	2/3 *法人負担が1/6となるよう公費負担が決まる	阪神・淡路大震 災特別財政援助 法	1/6	補助災害復 旧事業債 (充当率100)	95	普交
・身障者（更生施設、療護施設、福祉ホーム、授産施設、補 装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設） ・精薄者（更生施設、授産施設、通勤寮、福祉ホーム） ・老人福祉施設（デイサービスセンター、短期入所施設、介 護支援センター、軽費老人ホーム） ・社会事業授産施設								
日赤等及び政 策医療を行う 民間病院	—	補	1/2	阪神・淡路大震 災特別財政援助 法	—	—	—	—

○は、プール計算分

・(財) 阪神・淡路大震災復興基金

	神戸市負担	兵庫県負担	財政措置	交付税措置	備考
出 損 金	1/3	2/3	一般単独事業債	総額200億円—交付税措置なし	—
貸 付 金	1/3	2/3	一般単独事業債	当初5,800億円のうち5,000億円の利子につい て、95%の交付税措置、増額分3,000億円 (期間延長含まず) 2,000億円の利子につい て、95%の交付税措置等	普交

・民間危険宅地

	国負担	兵庫県負担	神戸市負担	財政措置	交付税措置	備考
災害関連急傾 斜地対策事業	1/2	30%~45%	5%~20%	—————	—————	

2. 震災後の歳入・歳出の状況(一般会計)

(1) 歳入決算額の推移

年度別の歳入の状況は図表15-2-5のとおりである。

これをみると、市税は、7年度の2,433億円を底として9年度までは、震災減免や雑損失の繰越控除の縮小により、徐々に回復してきていたが、10年度では景気の悪化に伴う減収と減税の影響により減少している。

地方交付税は、8年度には、震災前の2.5倍の水準まで増加し、9年度から減少に転じているが、これは市税収入が回復すると制度的に普通交付税の交付額が減少する仕組みとなっているためである。なお、市税収入と普通交付税の増減との間には、実際の市税収入の動きとは1年～2年のタイムラグが発生するため、市税収入が最も落ち込んだのは7年度でありながら、交付税がピークを迎えたのは8年度となっている。分担金・負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、市債は、それぞれ震災関連経費の増減により大きく変動している。特に、平成7年度

は膨大な災害復旧事業の実施に伴い、国庫支出金は震災前の2.8倍、市債は5.3倍と大きく増加している。財産収入は、平成8年度において847億円と5年度の2.1倍の額となっているが、これは、財源捻出のため舞子ゴルフ場などの土地売却を進めた事や復興区画整理等にかかる代替地売却が大量に発生したことによるものである。

(2) 歳出決算額の推移

○目的別歳出

年度別の推移は図表15-2-6のとおりである。

10年度と5年度を比較すると、5年度を下回る費目がある事がわかる。これは、震災後、通常投資の抑制に努めるとともに、事務事業の見直し、人員の抑制、物件費の削減等の行財政改善に取り組んだことによるものである。

一方、民生費、商工費、消防費、諸支出金では、震災後の増減はあるものの、依然として5年度水準を上回っている。これは、民生費では、もともと老人措置費や医療費等の自然増があるうえに、震災により増大した福祉ニーズへの対応のため、現在も、特別養護老人ホーム等の各

図表15-2-5 款別歳入決算額の推移

(単位：千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
市 税	295,120,801	274,102,945	243,303,162	276,054,370	292,935,555	289,115,699
譲与税・交付金	31,862,841	35,073,241	34,338,571	32,605,893	29,463,839	36,983,382
地方交付税	44,033,215	60,280,334	68,181,645	110,650,660	103,189,153	98,522,320
分担金及負担金	8,146,920	7,705,087	9,419,533	18,465,138	12,432,793	(15,831,059)
使用料及手数料	30,199,406	27,324,826	26,520,289	31,485,494	30,981,209	(30,087,936)
国庫支出金	108,171,478	107,575,855	307,506,067	241,849,678	198,990,063	(157,723,251)
県支出金	10,360,093	32,306,870	44,190,751	12,802,185	12,036,685	148,005,344
財産収入	40,363,890	31,423,901	58,193,185	84,766,593	48,031,354	(33,601,417)
寄付金	1,071,036	652,920	1,885,684	1,028,622	476,161	31,602,707
繰入金	65,113,839	66,526,724	53,475,422	45,090,953	37,935,640	(38,550,355)
繰越金	9,416,141	12,192,463	35,376,106	50,938,632	62,582,321	38,365,691
諸収入	184,807,220	190,239,927	200,500,428	168,918,258	153,316,670	(155,746,001)
市債	113,373,000	126,128,867	606,533,000	326,730,938	140,750,759	154,476,252
合 計	942,039,880	971,533,960	1,689,423,843	1,401,387,414	1,123,122,202	(111,043,535)
						101,088,535
						(1,018,816,135)
						981,025,082

注：平成10年度欄の（ ）は、市営住宅事業と市街地再開発事業を特別会計化しなかった場合の数値。

種施設整備に重点的に取り組んでいるためである。また、商工費は、震災後の産業の復興がまだ8割と言われている状況に加えて、厳しい景気低迷に対する対策が急務であることから、緊急融資をはじめとする産業復興施策に精力的に取り組んでいるためである。消防費は、震災の教訓を生かした安全なまちの構築に向け、着実に消防力の強化を図っているためであり、諸支出金は、震災後、急激に増加した企業会計等に対する災害復旧に係る繰出金が、各企業の復旧事業の収束とともに減少する一方、震災後に大量に発行した市債の公債償還の増嵩に伴い、公債費特別会計への繰出金が増加していることによるものである。

なお、平成8年度の繰上充用金は、7年度決算の赤字を埋めるため、補正予算を計上したも

のである。

○性質別歳出

年度別の推移は図表15-2-7のとおりである。(性質別経費の比較は、時系列が特に大切なため、市営住宅事業と市街地再開発事業が10年度も一般会計であった場合の()書き数値で全て比較する。)

特徴点は、何といたっても義務的経費の増加が著しいことであり、平成5年度から10年度にかけて、656億円(伸率20.2%)増加している。内訳は、人件費で106億円の増(伸率7.3%)、扶助費で173億円の増(伸率21.8%)、公債費で376億円の増(伸率38.3%)となっている。人件費は、行財政改善緊急3ヵ年計画に基づき8年度から10年度で530人を超える人員削減を行ったため、伸率は比較的小さなものとなっている。扶助費

図表15-2-6 款別歳出決算額の推移

(単位：千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
議 会 費	2,264,789	2,273,691	2,167,406	2,254,196	2,267,185	2,259,517
総 務 費	56,161,636	51,665,879	63,406,289	57,049,938	58,067,971	52,530,185
市 民 費	12,775,356	9,789,641	9,712,100	9,178,456	8,491,412	8,604,196
民 生 費	156,984,551	172,595,316	236,047,462	166,967,139	178,885,692	184,181,338
衛 生 費	31,363,115	29,764,101	18,429,513	17,265,410	18,764,153	17,361,127
環 境 費	43,689,730	35,204,475	34,471,054	38,197,374	42,423,472	50,105,872
商 工 費	38,082,889	41,660,878	66,347,755	64,172,147	50,338,906	65,792,676
農 政 費	18,538,089	16,828,488	16,427,636	15,147,919	14,352,951	12,927,960
土 木 費	102,463,128	78,566,640	118,665,108	99,400,245	85,160,289	71,968,442
都 市 計 画 費	112,807,807	83,355,452	151,594,363	193,671,312	170,684,930	(126,328,475) 110,777,278
住 宅 費	73,753,663	71,671,527	141,824,734	110,654,160	108,461,274	(70,965,979) 59,888,249
消 防 費	17,130,562	19,173,236	18,221,888	18,180,080	19,021,894	18,430,846
教 育 費	96,278,484	100,078,993	82,545,201	93,490,652	83,909,347	85,871,925
災 害 復 旧 費	237,105	39,838,020	294,970,587	129,294,253	32,250,078	3,355,439
諸 支 出 金	167,316,513	183,691,517	387,324,285	320,211,643	212,294,705	(217,927,901) 208,380,824
予 備 費	0	0	0	0	0	0
繰 上 充 用 金	0	0	0	3,670,169	0	0
合 計	929,847,417	936,157,854	1,642,155,381	1,338,805,093	1,085,374,259	(988,611,878) 952,435,874

注：平成10年度欄の()は、市営住宅事業と市街地再開発事業を特別会計化しなかった場合の数値。

図表15-2-7 性質別歳出決算額の推移

(単位：千円)

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
人件費	147,400,482	152,800,864	156,987,983	153,980,202	157,682,002	(158,088,089) 155,441,312
扶助費	79,436,523	107,083,287	94,532,016	87,789,827	92,300,942	(96,782,332) 96,782,332
公債費	98,275,989	97,449,955	87,797,867	124,839,584	132,969,277	(135,906,346) 115,893,788
小計(義務的経費)	325,112,994	357,334,106	339,317,866	366,609,613	382,952,221	(390,776,767) 368,117,432
投資的経費	273,349,794	222,259,775	522,227,816	510,386,787	378,403,860	(280,150,450) 263,201,717
補助事業	95,784,709	65,156,026	300,589,347	288,350,514	229,085,932	(164,666,648) 160,305,769
単独事業	177,565,085	157,103,749	221,638,469	222,036,273	149,317,928	(115,483,802) 102,895,948
物件費その他	331,384,629	356,563,973	780,609,699	461,808,693	331,384,629	(317,684,661) 321,116,725
合計	929,847,417	936,157,854	1,642,155,381	1,338,805,093	1,092,740,710	(988,611,878) 952,435,874

注：平成10年度欄の()は、市営住宅事業と市街地再開発事業を特別会計化しなかった場合の数値。

は、震災後増大した福祉サービスに対応するため積極的な施設整備を行っており、その施設の開設にあわせて特に伸率が增大していることや、生活保護費が増加していることによるものである。また、公債費は平成8年度から大幅に増加しているが、7年度に大量発行した市債の利子負担が8年度から発生したことによるものである。さらに今後、3年程度の元金据置き期間を過ぎた11年度以降、公債費の一層の増加が見込まれ、財政運営はますます厳しくなることが予想される。

投資的経費は、災害復旧事業を7年度に集中的に実施したため同年度では5,200億円を超える額を支出している。特に補助事業については3,000億円を超える額となっており、5年度の3.1倍の事業費となっている。

物件費その他が7年度に大幅に伸びているのは、復興基金への貸付けを行ったためであるが、8年度以降は経費削減の影響もあり減少に転じている。

3. 主な財政指標からみた本市の財政状況

図表15-2-8には、神戸市の主な財政指標を掲げている。

まず、実質収支は震災により6年度決算にお

いて、昭和49年度の2億円の赤字以来、20年ぶりの赤字決算となった。さらに、税収が本格的に落ち込んだ7年度には、6年度の2倍の37億円と過去最大の赤字決算となった。8年度と9年度は辛うじてわずかな黒字となったが、10年度では再び7億円の赤字決算となっており、基金取り崩しを含む収支不足額は、257億円となっている(図表15-2-9)。

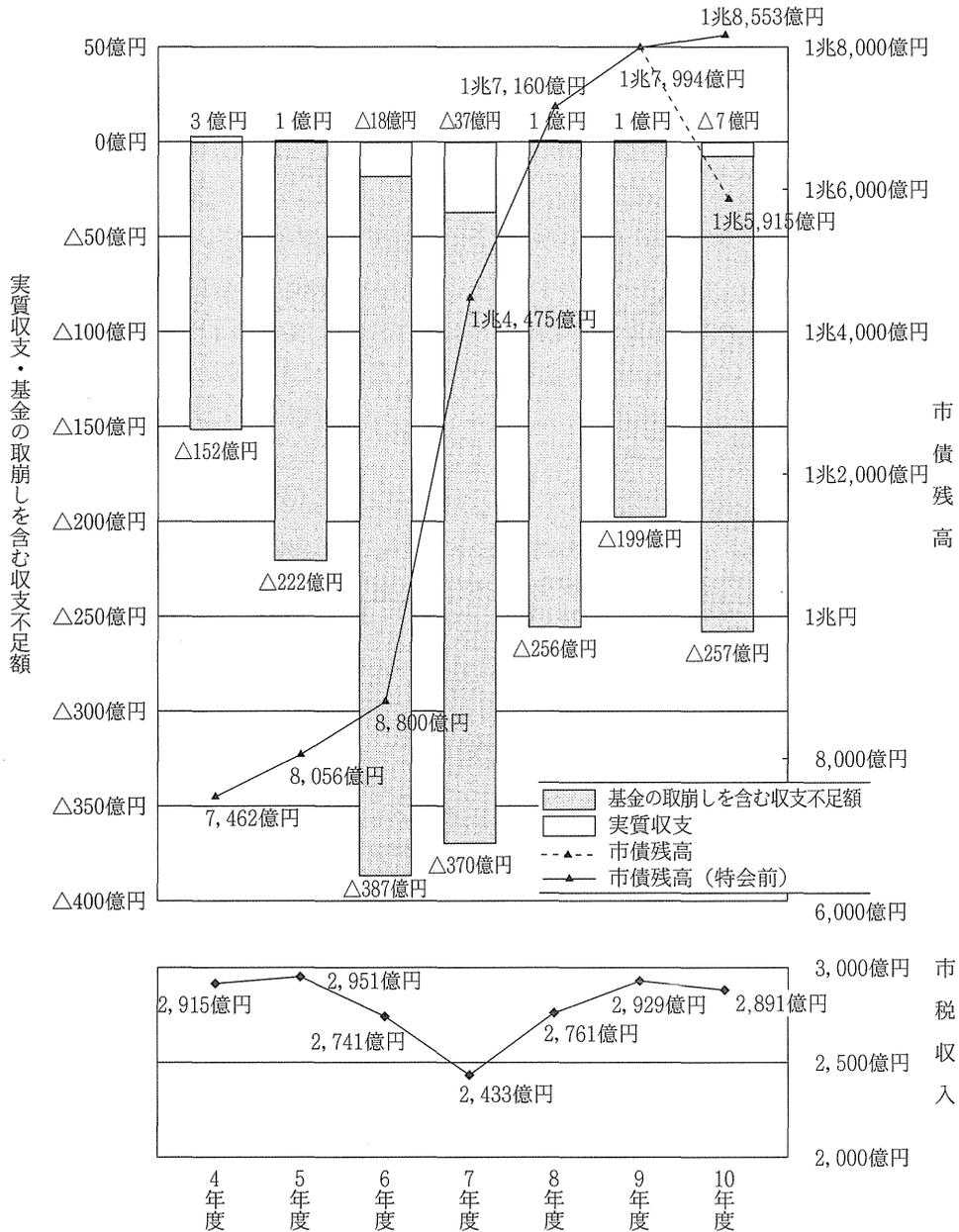
一般会計の市債残高は、5年度末の8,056億円から10年度末には、1兆8,553億円と実に1兆497億円も増加している。これによって、市民一人当たりの市債残高も5年度の534千円から1,258千円へと2.4倍の増加となっている。今後、公債費の増嵩という形で、財政運営には大きな足枷となるが、その影響が色濃く出ているのが、起債制限比率である。5年度に15.6%であった比率は、10年度には21.4%と、ここ5年間で5.8ポイント増加している。昭和63年度(14.2%)から5年度(15.6%)までの同じ5年間の増加が1.4ポイントであることを考えれば、5年度以降の起債制限比率は異常な伸びを示しており、残債の増加による影響が如実に現れていることがわかる。この起債制限比率は、20%を超えると、原則として、一般単独事業債(主

図表15-2-8 主な財政指標

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
実質収支（一般会計）	+1億円	△18億円	△37億円	+1億円	+1億円	△7億円
市債残高（一般会計）	8,056億円	8,800億円	14,475億円	17,161億円	17,994億円	(18,553億円) 15,915億円
市民一人あたり市債残高（一般会計）	534千円	592千円	1,022千円	1,210千円	1,263千円	(1,258千円) 1,079千円
市債残高（全会計）	17,775億円	18,520億円	24,727億円	27,948億円	28,931億円	29,651億円
基金残高（一般・特別会計）	2,480億円	2,082億円	1,887億円	1,830億円	1,822億円	1,692億円
起債制限比率（3か年平均） 普通会計	15.6%	17.0%	18.0%	19.2%	19.8%	21.4%
経常収支比率（普通会計）	87.9%	97.4%	106.0%	91.0%	94.3%	99.7%

注：平成10年度欄の（ ）は、市営住宅事業と市街地再開発事業を特別会計化しなかった場合の数値。

図表15-2-9 一般会計 決算収支・市税収入・市債残高の推移



として、単独事業として行われる公園、道路、河川等の整備に充当される市債)と厚生福祉施設整備事業債(厚生文化施設、社会福祉施設等の整備に充当される市債)が発行できないことになっており、今後の財政運営に多大な支障が生じる事が懸念されているため、本市としても出来る限りの行財政改善に努めるとともに、国に対して起債制限緩和の要望を行っているところである。

一方、全会計の市債残高の推移をみると、1兆7,775億円から2兆9,651億円と1兆1,876億円増加しているが、一般会計で約1兆円増加している事を考えれば、港湾事業会計のように震災で甚大な被害を受け、復旧に多額の市債発行を余儀なくされた会計を含む特別会計・企業会計全体で、1,300億円程度しか増加しておらず、市債残高の増加がいかに関一般会計に集中しているかがわかる。一方、基金残高は、5年度の2,480億円から10年度の1,692億円と788億円減少している。これは、財源対策のため毎年多額の基金を取り崩したためであるが、基金残高の内容をみると、市債償還のために積み立てることが義務づけられているものや土地等で保有しているもの、国庫等で基金造成したため取り崩しが不可能なものなどが大半であり、財源対策のために今後取り崩せる基金残高はわずかである。

また、経常収支比率は、震災後市税収入の減少により7年度においては106.0%と著しく上昇したが、8年度には市税収入の回復や多額の普通交付税措置により91.0%と一旦減少に転じたものの、公債費の増に伴い、9年度から再び上昇しはじめている。経常収支比率は今後とも上昇を続け、100%を超えるのも時間の問題と考えられる。100%を超えると、財政はますます硬直化し、臨時的な収入で経常経費を賄うといった、極めて厳しい状況に陥ることになる。このため、臨時的な経費の削減は当然の事として、経常的経費の削減に一層積極的に取り組む必要がある。

4. 今後の財政見通し

図表15-2-10は今後の一般会計の財政状況を一定条件の下に試算をしたものである。

これによると、平成20年度には5,130億円の累積財源不足が発生することが見込まれる。また、起債制限比率は20%を超えた後も上昇を続け、平成16年度には24.7%まで上昇することが見込まれている。もちろん、この試算は一定の条件の下での試算であり、変動要素も多いが、本市の極めて厳しい財政状況を端的に現しているものと考えられることができる。

この財源不足解消に向けては、行政の構造改革を進めながら、早期に単年度の財政収支の均衡を確保する必要があることから、

- (1) 行政の役割の厳しい見直しをはじめ、行政目的のより効率的な達成のための執行体制・方法の見直しを進める
- (2) 事務事業の見直しなど、抜本的な行財政改善の取り組みを強化する
- (3) 新産業の誘致等による税財源の涵養に努めるとともに、市税等の徴収率の向上に積極的に取り組む

など最大限の自助努力を行う一方で、国に対して支援措置の継続・拡大を強力に働きかけていくが、本市を取り巻く情勢は極めて厳しい状況である。

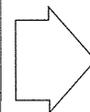
図表15-2-10 神戸市一般会計財政収支試算

<前提条件>

- 1. 名目GDP 伸び率 ~12年度 0.5% , 13年度~ 2.0%
- 2. 租税弾性値 市税=1.1、地方交付税=1.2
- 3. 金額等 11年度は11年度当初予算額（伸び率は10年度当初予算比）、12年度以降は見込み額（伸び率は前年度比）
- 4. 各項目の積算
 - 1) 歳入
 - ① 市税 伸び率 ~12年度 0.55%,13年度~ 2.2%
 - ② 地方交付税 伸び率 ~12年度 0.6%,13年度~ 2.4%（公債元利償還分を別途加算）
 - ③ 国・県支出金 歳出連動
 - ④ 市債 歳出連動
 - ⑤ その他 譲与税・交付金は伸び率は市税と同じ、使用料はGDPの伸び、諸収入（貸付金元利収入等）は歳出連動
 - 2) 歳出
 - ① 人件費 伸び率 ~12年度 0.5%,13年度~ 2.0%、退職手当を別途加算
 - ② 物件費等 物件費は通常分を据置き、扶助費は伸び率 3.0%
 - ③ 投資的経費 11年度以降 通常投資、震災関連事業（復興）を加えた投資的経費全体を1,602億円（平成11年度水準）で据置き
 - ④ 公債費 市債発行額に応じて積み上げ
 - ⑤ その他 繰出金は国保会計・老健会計・再開発会計・市営住宅会計及び地下鉄海岸線に係る繰出金を別途加算
その他の繰出金は、据置き。貸付金は据置き。

(単位：億円)

区 分	10 年 度		10 年 度		11 年 度		12 年 度		13 年 度		14 年 度		15 年 度		20 年 度	
	当初予算額	伸び率	決算（見込）額	当初予算額	伸び率	金 額	伸び率	金 額	伸び率	金 額	伸び率	金 額	伸び率	金 額	伸び率	
歳入合計 A	8,655	-9.3%	9,810	8,875	2.5%	8,512	-4.1%	8,623	1.3%	8,701	0.9%	8,788	1.0%	9,096	1.1%	
市税	3,004	4.0%	2,891	2,859	-4.8%	2,875	0.55%	2,938	2.2%	3,003	2.2%	3,069	2.2%	3,423	2.2%	
地方交付税	960	10.3%	985	1,035	7.8%	1,067	3.1%	1,107	3.7%	1,118	1.0%	1,099	-1.7%	844	-2.3%	
国・県支出金	993	-19.7%	1,611	1,102	11.0%	1,095	-0.6%	1,070	-2.3%	1,081	1.0%	1,098	1.6%	1,171	1.1%	
市債	555	-43.1%	1,011	521	-6.1%	603	15.7%	526	-12.8%	500	-4.9%	495	-1.0%	486	-0.2%	
その他	3,143	-12.2%	3,312	3,358	6.8%	2,872	-14.5%	2,982	3.8%	2,999	0.6%	3,027	0.9%	3,172	1.0%	
歳出合計 B	8,655	-9.3%	9,524	8,875	2.5%	8,997	1.4%	9,168	1.9%	9,264	1.0%	9,390	1.4%	9,640	0.7%	
人件費	1,570	-0.5%	1,554	1,612	2.7%	1,637	1.6%	1,696	3.6%	1,714	1.1%	1,756	2.5%	1,982	1.7%	
物件費等	2,498	2.1%	2,523	2,542	1.8%	2,538	-0.2%	2,570	1.3%	2,602	1.2%	2,635	1.3%	2,817	1.4%	
投資的経費	1,626	-25.0%	2,632	1,602	-1.5%	1,602	0.0%	1,602	0.0%	1,602	0.0%	1,602	0.0%	1,602	0.0%	
公債費	1,178	-11.9%	1,159	1,319	12.0%	1,334	1.1%	1,435	7.6%	1,500	4.5%	1,552	3.5%	1,273	-2.8%	
その他	1,783	-11.6%	1,656	1,800	1.0%	1,886	4.8%	1,865	-1.1%	1,846	-1.0%	1,845	-0.1%	1,966	1.8%	
			差引 繰越財源所要額 △293													
差引額A-B (財源不足額)	※		(実質収支 △7)	※		△485		△545		△563		△602		△544		
財源不足累計額						△485		△1,030		△1,593		△2,195		△5,130		



22.9%

起債制限比率（3か年平均）の推計

※ 基金取崩などにより、平成10年度403億円、平成11年度403億円の財源対策を行った。

起債制限比率	21.4%	22.2%	23.1%	23.3%	24.3%	24.3%
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※平成10~20年度までの間で起債制限比率が最大となるのは、平成16年度24.7%

第3節 市税等における震災特例

1. 災害に対する地方税の特例措置

阪神・淡路大震災前から存在していた災害に対する既存の特例措置は、次のようなものである。

(1) 課税面における措置

被災者は、平常時と異なり、税を支払う能力、すなわち担税力が大きく減少している状況にある。このため、担税力に応じた課税を行うため、すでに課税した税額の軽減策が必要となる。

ア 雑損控除等（個人住民税）

災害で被害を受けた場合、これによる損失が「所得」に影響を与えるが、個人住民税では、所有資産の損失額を所得から控除する「雑損控除」の制度があり（地方税法第34条第1項第1号。同法第314条の2第1項第1号）、また事業者についても、被災した事業用資産の損失額を必要経費として計上できる（地方税法第32条第2項。同法第313条第2項。所得税法第51条）ことになっている。もしその損失額が当年分の所得を上回り、損失額を所得から控除しきれなかった場合は、その後3年間、控除できなかった損失額を所得計算上控除することができる（地方税法第32条第9項、同法第313条第9項）。したがって、災害による損失は、結果的に合計4年間の所得において配慮されることになる。所得税においても同様である。

イ 災害減免

災害減免の内容は、自治省の「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（昭和39年11月7日自治府第119号。以下、本節では「災害減免通達」という）で指標が示されており、これを受けて神戸市においても条例で規定している。

① 個人住民税

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるので、被災した年度の課税には被災の要素は反映されないことになる。したがって、被災

による担税力の減少を配慮するために、災害で住宅や家財等に損害を受けた場合には、その損害の程度と所得金額に応じて、一定の所得金額を限度に、免除から8分の1軽減までの減免規定を設けている（図表15-3-1参照）。これらの減免の対象となるのは、災害後の担税力の減少を理由にするため、災害のあった年度の個人住民税のうち、災害減免通達では災害後に到来する納期分のみであるが、神戸市の場合、災害が1月から3月の間にあった場合は、その後の4月からの年度に係る個人住民税も対象となる（神戸市市税条例第33条第4項。同施行規則第15条の2第2項）。

② 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、1月1日（賦課期日）に所有する土地・家屋等に対し課税される。したがって、賦課期日後の災害で、当該年度内で課税対象となる土地、家屋等が損害を受けた場合には、資産への損害による資産価値の減少がその年度の固定資産税・都市計画税に反映されないことになる。併せて担税力の減少も考慮し、資産の損害の程度に応じて、災害減免の規定が設けられている（図表15-3-1）。神戸市の場合、災害のあった日の翌月からの月割分を対象としており、災害が1月から3月の間にあった場合は、個人住民税と同じく、その後の4月からの年度に係る固定資産税・都市計画税も対象としている（神戸市市税条例第53条第1項第3号及び第188条第1項。同施行規則第18条第2項）。

③ その他の税目

その他の税目については、神戸市市税条例において、各税目ごとに市長が必要と認める場合に減免できる旨の規定を設けている（神戸市市税条例第71条第2項。同第122条。同第177条の27）ので、必要に応じて対応していくことになる。

(2) 納税面における措置

災害で被害を受けた納税義務者は、不慮の被災により、定められた期限内に納税等を行うことが困難な場合が予想される。このため、まず考えなければならないことは、その納税を猶予

内 容			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	備 考	
固 定 資 産	災害減免 (家屋)	・損害程度が5割以上 免除 ・損害程度が2割以上5割未満 5/10軽減	←————→ 4期分										・市税条例 ⇒市税条例施行規則	
		減収補填	●	●	⇒(元利償還金の75%(一般災害では57%)を特別交付税措置)									
固 定 資 産	特別減免 (家屋)	・損害程度が2割未満 1/10軽減 (損害の程度が3%以上)	←————→										・市税条例 ⇒市税条例施行規則 ・震災特例	
		減収補填		●	⇒(元利償還金の37.5%を特別交付税措置)									
固 定 資 産	評価替え (家屋)	(平成8年度以降は、賦課期日現在の現況により評価替えを実施)			←-----→								・地方税法	
市 税	災害減免 (償却資産)	・損害程度が2割以上 損害割合に応じて軽減	←————→ 4期分										・市税条例 ⇒市税条例施行規則 (固定資産税のみ)	
		減収補填	●	●	⇒(元利償還金の75%(一般災害では57%)を特別交付税措置)									
市 税	代替特例 (家屋) 【法律】	震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋を平成12年3月31日までに取得した場合 従前の床面積相当分まで3年間1/2軽減			←————→									・地方税法 ・震災特例 ※普通交付税措置は固定資産税のみ
		減収補填			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
市 税	代替特例 (償却資産) 【法律】	震災により滅失・損壊した償却資産の代替資産を平成12年3月31日までに取得した場合 3年間 1/2軽減			←————→									・地方税法 ・震災特例 (固定資産税のみ)
		減収補填			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
市 税	被災住宅 用地の特例 【法律】	震災により住宅が滅失等した場合、その住宅の敷地について、引き続き住宅用地の特例を適用 (平成8年度~12年度)			←————→									・地方税法 ・震災特例 ※普通交付税措置は固定資産税のみ
		減収補填			●	●	●	●	●	●				

内 容		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	備 考
事業	建替減免 (新增設分) 震災により滅失・損壊した事業所用家屋の代替事業所用家屋を新増築した場合、滅失・損壊した事業所床面積に相当する税額を減免 ①平成10年1月31日までに完成 免除 ②平成12年3月31日までに完成* ・平成10年1月17日までに着工 80%軽減 ・平成11年1月17日までに着工 60%軽減 ・平成11年1月18日以後に着工 40%軽減 ③ただし、平成9年1月17日までに着工する通常の工期2年以上のもの 免除 * ②は、平成9年度から追加	①② 				③						・市税条例 ⇒市税条例施行規則 ・震災特例
	減収補填	歳入欠かん債 特別交付税 特別交付税 特別交付税 (元利償還金の75%を特別交付税措置) (特交措置を要望中)										
所 税	休業減免 (資産割) 震災により事業所用家屋が損壊したことに伴い、事業を休止した場合は、休止した事業所床面積について、休止期間に応じて資産割を月割減免する。 (平成8年1月までの休止期間について)											・市税条例 ⇒市税条例施行規則 ・震災特例
	減収補填	歳入欠かん債 特別交付税 (元利償還金の75%を特別交付税措置)										

したり期限そのものの延長を図ることである。このことから、災害の被災者に対する地方税法上の措置として、納税の猶予（地方税法第15条第1項第1号）や申告・納税等の期限延長（地方税法第20条の5の2）の規定が定められている。これらの措置は、阪神・淡路大震災においても適用されており、図表15-3-2のとおり期限延長がなされた。なお、期間、地域を指定して一律に期限延長がなされたため、個別申請に基づく納税の猶予は、行われなかった。

図表15-3-2 納期限等の延長

平成7年1月17日から同年5月30日までに到来する期限について、次のとおり、期限を延長した。

神戸市税	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人市（県）民税の申告期限・法人市民税の申告納付期限 ＝平成7年5月31日まで延長 ◆ その他 ＝平成7年3月31日まで延長 (これは、6年度歳入を確保するため法定納期限を6年度内にとどめたもので、対外的には納付期限は5月26日とし、それまで実質的な徴収猶予を行った。)
------	--

(参考)

国 税 兵庫県税	平成7年5月31日まで延長
-------------	---------------

2. 阪神・淡路大震災の特例

(1) 阪神・淡路大震災の特徴

阪神・淡路大震災による被害は、阪神・淡路地域全域にわたって同時・大量・集中的に発生した極めて甚大なものであった。潰滅的な家屋被害は広範囲な地域に及び（全半壊棟数が神戸市内で3割、六甲山南側の6区では実に5割を超えた）、多くの市民が著しい担税力の低下をきたした。とくにライフラインの途絶など社会インフラの被害が大きく、その影響は、長期・広域にわたるものであった。また、このような甚大な被害が阪神地域という日本経済の大動脈で発生した点で、日本経済全体にも非常に大きな影響を与えるものであった。

このように、極めて甚大な被害が広範囲な地

域に及んだことが、既存の制度が想定していた災害とは根本的に異なる点である。たとえ甚大な被害を被っても、局地的であれば周囲が健全である限り、救済の手は伸びやすく、再建は比較的容易であると考えられるが、今回の大震災では、広範囲にわたって潰滅的な打撃を被り、再建に相当の日時を要する状況にあった。たとえば事業者であれば、仕入れ先も被災し商品の供給もままならず、また、商品を提供しようにも顧客も被災・避難し、そもそも事業が成り立たない状況が長く続くことになる。

従来の制度では、雑損控除にしる災害減免にしる、災害直後の被災者救済措置としての性格を有するのみであり、またその対象は、資産の損失に対する救済策にとどまっている。これだけでは、今回の大震災特有の状況に十分対処しきれないと考えられたため、従来の枠を超えた思いきった特例措置が設けられることとなった。

(2) 大規模・広域的被害に対する対応

ア. 土地に係る固定資産税・都市計画税の特別減免

今回の阪神・淡路大震災では、ライフラインの破壊、交通網の寸断、商業施設の倒壊等、面的に広く被害を受け、街並みが激変する事態に陥った。このような状況下では、土地に対する使用収益の制限を余儀なくされるとともに、通常受けうる行政サービスを受容できず、固定資産税の応益課税の原則が根底から覆される事態が発生した。また、土地の資産価値の低下が認められ、資産価値に応じた課税という固定資産税の性格からも、何らかの措置が必要と認められた。

このため、震災により利用に著しい制約を生じた旧市街地（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区南部）の宅地について、その利用の制約の程度に応じて対象区域を3区分し、平成7年度において、それぞれ15%、10%、5%の軽減措置を講じることとした（神戸市市税条例第53条第5項及び第188条第1項。平成8年3月改正前の同施行規則附則第7項）。さらに、平成8年度においても、復興状況に応じて、縮減したうえ軽減措置を継続した（神戸市市税

条例第53条第5項及び第188条第1項。平成9年3月改正前の同施行規則附則第8項)。これは、課税対象自体の損害に対して救済するという従来の災害減免の枠を大きく踏み越えた措置で、広域的な被害を受けた今回の大震災特有の措置であった。

イ. 家屋に係る固定資産税・都市計画税の特別減免

阪神・淡路大震災が都市直下型の地震であったため、家屋の損害が半壊以下であってもその基礎に対する悪影響は十分に予想され、資産価値の低下が考えられた。この点を考慮し、家屋についても、特例措置を講じることとなった。

すなわち、従来は、2割以上の損害(半壊以上)について災害減免を認めていたが、阪神・淡路大震災では、2割未満の損害(一部破損)についても減免を認め、10分の1の軽減措置を講じることとした(神戸市市税条例第53条第5項。平成8年3月改正前の同施行規則附則第8項)。

(3) 新設された特例

前述したように、今回の大震災では、かつて例を見ない広範囲な地域にわたって被害が生じ、多数の人々が住宅や事業資産を失った。また、阪神間という日本経済の要で起きた災害であることなども考慮し、住宅や事業用家屋の再建を促進し、地域の生活・生産基盤を早期に復旧させる必要があった。このため、災害直後の救済策に限られていた従来の災害減免の考え方を大きく踏み出し、被災者の再建支援への制度を導入することとなった。

ア. 固定資産税・都市計画税の代替家屋・償却資産の特例

震災で滅失・損壊した家屋・償却資産に代わる家屋等を取得等した場合、その税額が当初4年間2分の1、その後の2年間3分の1(平成11年度税制改正前では3年間2分の1)に減額されることとされた(地方税法附則第16条の2)。再建後の税負担を軽減させ、被災者の再建を側面的に支援しようとするものである。代替の家屋等の取得期限は、平成12年3月31日(当初平成10年1月1日であったが、平成9年度税制改

正で期限が延長された。)までとなっている。なお、この制度は地方税法上措置され、全国的に適用されるものである。

イ. 被災住宅用地の特例

住宅が滅失した場合、賦課期日において未再建であれば、現行法上、税負担が軽減される「住宅用地」と認定できず、税負担が増加することになる。しかし今回の大震災においては、甚大な被害が広域にわたり、住宅の再建までに相当の日数を要すると予想されたため、その間の被災者の税負担に配慮する必要があった。そこで、住宅が再建されるまでの間は、住宅の敷地であった土地を住宅用地とみなして、引き続き軽減措置が適用されるよう法律上措置された(地方税法附則第16条の2)。その適用期限は、平成12年度まで(当初は平成9年度までであったが、平成9年度税制改正で期限延長された。)となっている。

ウ. 事業所税(新增設分)の建替減免

事業所税の新增設分は、床面積2,000㎡を超える事業所を新築・増築した建築主に対して6,000円/㎡の税額が課税されるものであるが、今回の大震災で滅失・損壊した事業所に代わる事業所を平成12年3月31日までに新築・増築した場合は、旧事業所の床面積相当分について、着工日・完成日に応じて、10分の4軽減から免除までの措置を講じている(「阪神・淡路大震災の被災者に係る地方税の減免措置の取扱いについて」(平成7年3月9日自治税企第5号)。神戸市市税条例第177条の27。同施行規則附則第8項)。

(4) 雑損控除等の特例

所得税や個人住民税において、震災による損害は、雑損控除として所得控除され、その後3年間の繰越控除が認められている(上記1(1)ア)。原則どおりなら、震災が平成7年1月17日に発生したので、個人市民税では、平成7年分の所得について雑損控除が適用され、これによる軽減が平成8年度で反映されることになるが、これでは、震災直後の平成7年度は、震災前の平成6年分の所得を基礎に課税されてしまうという不都合が生じることになる。また、所

得税においても、震災が所得税の平成6年分の確定申告（平成7年3月15日期限）前に起こったため、震災後の確定申告で、震災前の平成6年分の所得に対する所得税を支払わなければならないという事態になった。そこで、阪神・淡路大震災に係る雑損控除については、原則どおり平成7年分の所得で適用する場合の外、例外的に、平成6年分の所得においても適用できる道が開け、両者を選択できることされた（震災特例法第3条。地方税法附則第4条の2）。同様の措置は、被災事業用資産の必要経費の算入においてもなされた（震災特例法第4条）。

3. 阪神・淡路大震災における財政上の特例措置

(1) 税収の減少

震災前の平成5年度決算で過去最も高い2,951億円であったが、平成7年度は2,433億円の決算となり、518億円、18%の減という大幅な落ち

込みを示した。このうち、市税の震災特例措置による減収額は491億円に達する（図表15-3-3）。このように、大震災は、復旧復興による財政需要を増大させる一方で市税収入を大きく減少させ、財政は危機的状況に陥った。その後市税収入は徐々に回復基調に傾きつつあるが、日本経済の景気低迷も加わり、いまだ被災の中心地6区においては市民所得は震災前に回復していない。このことから、震災が神戸市に与えた影響の大きさがうかがわれる。

(2) 災害減免等の減収に対する財政措置

地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額には、災害減免を含む「減免」は算入されないため、減免による減収分は交付税上配慮されず（したがって減収がなかったものとして扱われ）、地方団体の負担となる。しかしながら、今回の震災による神戸市の例でも明らかのように、大規模な災害では、その減収額も多額にの

図表15-3-3 神戸市税の震災税制による減収額

(単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
個人市民税	10	251	148	56	21	486
雑損(繰損)		201	143	56	21	421
災害減免	10	50	5			65
固定資産税	13	193	32	12	20	270
災害減免	13	118	6			137
土地	0	18	6			24
家屋	13	82				95
償却資産	0	18				18
特別減免		75	20			95
土地		40	20			60
家屋		35				35
代替家屋			3	10	15	28
代替償却			3	2	5	10
都市計画税	3	42	8	3	5	61
災害減免	3	22	2			27
土地	0	4	2			6
家屋	3	18				21
特別減免		20	5			25
土地		12	5			17
家屋		8				8
代替家屋			1	3	5	9
事業所税	0	5	6	13	15	39
建替減免	0	3	5	13	15	36
休業減免	0	2	1			3
合計	26	491	194	84	61	856

ぼり、財政に与える影響も大きいと考えられるため、国において、一定の財政上の補填措置が制度化されている。すなわち、政令で指定された「激甚災害」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条）において、程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められる普通税の災害減免について、その災害が発生した年度に限り、その減収補填のため、起債（歳入欠かん債）の発行が認められている（災害対策基本法第102条第1項）。また、その元利償還金について、一定割合が特別交付税で措置されることとされている（特別交付税に関する省令第3条第1項第3号の表の第15号）。災害対策基本法でいう「程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められる」減免であるかどうかの基準を示しているのが、自治省の災害減免通達等である。

阪神・淡路大震災も「激甚災害」に指定され（「阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成7年1月25日政令第11号））、今回の税制上の特例措置に合わせ、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成7年3月1日法律第16号。以下、本稿では「財政特例法」という）により財政上も特例措置が講じられた。

従来の措置では、歳入欠かん債発行の対象となるのは普通税のみであり、目的税である都市計画税及び事業所税の減免は対象にならない。しかしながら、潰滅的な被害を受けた市街地の復興財源となるべき税であることに加え、減収規模が大きなものとなるため、都市計画税と事業所税の減免も対象とされることになった（財政特例法第80条第1項第1号。「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第80条第1項の徴収金等の範囲を定める省令」（平成7年3月9日自治省令第4号）第1条第1号。「阪神・淡路大震災の被災者に係る地方税の減免措置の取扱いについて」（平成7年3月9日自治税企第5号））。

また、災害発生年度、すなわち平成6年度のみが財政措置の対象となる（自治省の災害減免通達でも災害発生年度のみとされている）が、

今回の震災が年度の第4四半期に発生した点やその規模の大きさから、翌年度の平成7年度においても災害減免を継続する必要があった（神戸市では、従来から、第4四半期における災害に対して、その翌年度においても災害減免を実施している）ため、平成6年度に加え、平成7年度も対象とされた（財政特例法第80条第1項本文。「阪神・淡路大震災の被災者に係る地方税の減免措置の取扱いについて」（平成7年3月9日自治税企第5号））。

4. 課 題

以上述べてきたように、阪神・淡路大震災では、その被害の特殊性から、従来にない各種の特例措置が講じられたが、一方、多くの課題が顕在化したのも事実である。

(1) 地方公共団体間の軽減措置の不均衡

上記のとおり、地方税による措置は、各地方団体が任意に実施する「減免」による措置が中心となる。これまで述べてきた震災特例措置は神戸市の例によるものだが、たとえば土地に対する固定資産税・都市計画税の特別減免をとってみても、神戸市と他の団体との間には制度の差が存在する。それぞれの地域により被災の程度に差があるとはいえ、被害が広範囲にわたっている以上、同じように被災しながら、受ける軽減措置に差が出ることは、被災者にとって税の公平に欠ける面も否めない。また、再建支援に係る固定資産税の代替特例は法律で措置されながら、同じく事業所税の建替減免は、自治省通達及び条例により減免で措置するという不統一な状況にある。災害に対する措置は地方団体が第一次的に責任をもって対処しなければならないが、今回のような広域的な被害に対しては、（地方交付税の不交付団体に対する財政補填の問題はあるが）基本的には国（法律）による統一的处理が必要だったのではないかと考えられる。

(2) 税制上の特例措置の期限

今回の特例措置が、被災者の再建支援に果たした役割は大きいですが、いつまで支援策を講ずべ

きかという大きな問題が残されている。市民の担税力、産業の復興状況等あらゆる角度から理論的に検証していく必要がある。特例措置の多くは平成12年3月を期限としており、激変緩和の措置も含め今後の検討課題である。

(3) 反省と教訓

地方税の災害に対する措置は「減免」が中心になるという現行の考え方を前提とするかぎり、財政補填の問題が欠かせない。税の減収額だけをとっていても、地方財政に与える影響は多大なものがある。今回のような大規模かつ広域的な災害の場合、財政的には一地方団体の限界を超えており、国において措置すべきものである。実際、これまで述べてきた震災特例措置は、国の多大な協力なしにはありえなかったことではあるが、今回の大震災のような危機的状況においては、当該地方団体自らが適切な施策をできるだけ速やかに実施することが、被災者の救済のために必要不可欠である。しかし、一方で財政上の制約も生じてくるため、大災害時の危機管理対応として国による一定の財政支援の枠組みを事前に用意しておくことが必要ではないかと考えられる。

震災直後に、税制上の対応として、①市独自でできるもの、②国の制度改正・創設を必要とするものをリストアップし、1週間後の1月24日に自治省税務局に要望活動を行った。特に救済措置については、「復興支援に何が必要なのか」という視点で、今までの枠にとらわれずに新たな制度の創設をメインに考えた。国をはじめ各関係機関が被災者等の実情ならびに実務上の処理の可能性などに配慮し、各種の措置を講じていただいたことに対し、深く感謝しているところである。

第4節 行財政改善緊急3カ年計画

(1) 取り組み経過

本市における現行の「行財政改善」の取り組みは、平成6年7月、神戸市長から行財政調査委員会に対して、「行政需要の変化に対応した行政サービスのあり方」について検討を行うように諮問したことが始まりである。

この諮問は、高齢化、国際化、情報化の進展、地球環境問題の顕在化など社会情勢の大きな変化や、バブル経済崩壊後の財政環境の悪化をふまえて、新たな行財政運営の基本的方向づけを検討することを目的としたものであった。この趣旨に沿い同委員会から同年10月には中間報告が市長に提言がなされた。

この中間報告において、新たな政策課題へ対応するために、市民及び時代の変化の対応の視点から、中長期的視野をもって事業や執行体制を抜本的に見直し、それによって生み出された力を新たな事業展開に活用していくべきであるとの方向性が示され、施策の優先順位づけ、受益者負担の適正化、内部努力の推進、行政運営上の公正の確保などがあり方として示されている。

その後、最終報告に向け残された課題として地方分権への対応、区の地域行政のあり方等について審議を進めていたが、平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、この委員会は審議の中断を余儀なくされた。

この後、本市はまず災害救助・復旧に最優先に取り組むとともに、税の大幅減収等危機的ともいえる財政状況をふまえ、改めて市の行財政改善のあるべき姿を検討するため審議を再開し、平成7年9月の最終（緊急）報告を市長に提出した。この報告を受け、同年12月に復興計画の着実な推進と復興余力の捻出を柱とした「行財政改善緊急3カ年計画」を策定した。

(2) 行財政改善の必要性

① 行財政改善による復興余力の捻出

いつの時代にあっても、直面する課題に的確

に対応し、市民福祉を向上させることは、市民の信託を受けた市政の責務であるとの考え方から、神戸市はこれまでも「最小の負担で最大の市民福祉を実現する」という市政運営の基本理念により、行政運営に全力で取り組んできた。

これまでも国に先駆けて行財政改善に取り組んできた実績のもとに、平成6年より神戸市としての独自の方向を打ち出すべく、今後のあり方を検討する最中に、未曾有の大震災に遭遇した。この災害を乗り越え新しい神戸を再生するために、「神戸市復興計画」を策定したが、この実現のためには全体で9兆円にもものぼる事業費が必要とされた。もちろん、復興は神戸市のみ力で成し遂げられるものではなく、国・県及び事業者、市民との役割分担のもとに推進しているが、とりわけ市財政への負担は膨大なものとなった。この困難を乗り越え、市民サービスの維持向上のために、全力を傾注するためには、これまで以上に行財政改善への取り組みを強め、復興余力の捻出を図る必要があった。

② 震災による財政状況の急激な悪化

神戸市一般会計財政収支試算では、震災の影響による市税収入の大幅な落ち込みに加え、復旧・復興事業の増加により、物件費等の伸びをゼロと仮定し、本市がなすべき復興事業を福祉・都市基盤整備・防災などの第2次復旧事業といわれる事業に絞り込んでも、年間700億円程度の財源不足が生じ、平成16年には約6,800億円余りの累積財源不足が見込まれた。

また、起債制限比率も起債制限団体となる20%を超えると見込まれ、本市の財政状況はまさに危機的状況に陥った。

(3) 「行財政改善緊急3カ年計画」の策定

このような状況を踏まえて、行財政調査委員会の最終報告の中で、大きく見込まれる財源不足を解消しつつ、効果的な復興を推進するために、以下の項目について緊急改善目標を設定し、これをまず実行に移していくべきであるとの緊急提言がなされた。

- ・事務事業の削減・凍結
- ・組織の機能的再編
- ・職員総定数の見直し

この行財政調査委員会報告を受けて、新たな神戸の基礎づくりとして「行財政改善緊急3カ年計画（平成8～10年度）」を策定し、市民の生活を守り、トータルとしての市民福祉向上のため、市民の理解と協力を得ながら、全職員が一体となって行財政改善に力強く取り組んでいくこととした。

その概要は、次のとおりである。

① 行財政の運営方針

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況をふまえ、復興のまちづくりを着実に推進していくため具体的には次の視点で行財政を見直すこととした。

- ア. 特に市民のくらしの復興に向けた事業を急ぐなど、優先順位をふまえて執行にあたる。
- イ. これまでの都市施設の整備・充実をふまえて執行にあたる。
- ウ. 震災の教訓を生かし、復興の主体である市民の力を結集するとともに、市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもと、ともに考え、ともに実践する「協働のまちづくり」を進めるという方針によりの確な行財政運営を行う。

② 計画期間

平成8年～10年度

③ 推進体制

ア. 行財政改善推進本部

全庁的な取り組み

イ. 行財政改善懇談会

計画のローリング、中長期的視点からの外部からの意見を計画に反映

(4) 行財政改善緊急3カ年計画の具体的内容

3カ年計画の内容は以下のとおりであるが、提言の趣旨を踏まえて、数値目標を掲げるなど、できるだけ具体性のある計画として定めた。

【主な計画内容】

- ① 本庁組織の統合・再編
6局の廃止・100ポストの廃止
- ② 区役所・事業所の再編
- ③ 総定数の見直し
500人の削減・希望退職制度の実施など
- ④ 通常投資的経費の削減
平成7年度当初予算の50%水準に削減

- ⑤ 物件費の削減
対前年度比で10%削減
- ⑥ 事務事業の見直し
92項目
- ⑦ 外郭団体の統廃合
対象団体13団体

(5) 3カ年計画の効果

行財政改善緊急3カ年計画については、概ね計画どおりの内容が達成できたと考えており、併せて計画外の項目についても積極的に取り組んだ。この結果、3カ年の財政効果として1,200億円を生み出すことができ、震災直後の財政面の危機を乗り越える上で大きな効果があった(図表15-4-1)。これは、市議会、労働組合等関係者に「神戸市民の生活を守る」という共通の認識の下で、真摯に議論していただき、理解と協力をいただいた結果であった。

(6) 今後の取り組み

今、日本全体の社会構造は「改革の時代」であると言われている。

2年連続のマイナス経済成長、金融機関の破綻、少子高齢化に伴う介護保険制度の導入、年金・医療改革、2001年省庁再編、国際化(グローバル化)に伴う標準化・規制緩和など市民生活に直接変化をもたらすだけでなく、市民に密着したサービスを提供している市役所もこの変化に対応する必要がある。

さらに、地方では地方分権推進の具体的な取り組みが定められ、地方が自ら考え自ら決めることが求められている。

この状況を踏まえ、市民サービスを円滑に提供し、財政基盤を確立するために21世紀に向けた新しい行政システムの確立が求められている。今後これに向けて具体的な取り組みを進めていくことによって、市民の一人ひとりが夢と希望を持ち、神戸が活力あるまちとして力強く再生していく必要がある。

図表15-4-1 行財政改善の取り組み（平成8年度～平成11年度）

重点項目	8 ～ 10 年 度	11年度の取り組み
(1) 事務事業の見直し ① 通常投資的経費 H7 予算（2168億円） 比50%水準 ② 通常物件費 対前年度比10%削減 ③ 事務事業の見直し	53%水準〔3ヵ年平均〕 H8 H9 H10 10% 15% 10% 削減 202項目 （・利用料金制の導入 ・公共工事のコストの縮減計画 ・特別会計化 など）	49%水準〔4ヵ年平均〕 10%削減 29項目 （・附属機関等の見直し ・手続きの簡素化 ・エコオフィスプラン など）
(2) 職員総定数管理等 ① 総定数の削減 500人削減 ② 希望退職の実施	536人削減 希望退職144人	153人削減
(3) 組織の機能的再編 ① 100ポスト削減 ② 局の再編 ③ 区等の見直し（H8） （H9） （H10）	156ポスト削減 6局廃止 ・区役所と福祉事務所・保健所の統合 ・下水道建設・管理事務所の統合 ・榎谷・平野出張所の機能転換 ・建設局土木・下水道事務所の統合 ・東部配水管理事務所・営業所の統合 ・保健所の再編 ・区役所出張所の機能転換（11箇所） ・西北神公民館の廃止	21ポスト削減
(4) 外郭団体	・公園緑化協会と王子動物園協会の統合 ・航空旅客ターミナルと航空交通の統合 ・都市振興の解散 ・市民福祉振興協会と年金福祉協会の統合 ・緑農開発公社と海浜管理協会の統合 ・スポーツ教育公社と体育協会の統合 ・産業貿易展示館の解散 ・神戸埠頭の解散	・国際交流協会を解散し国際協力センターと国際観光協会と産業振興財団に業務を再編 ・中央畜産荷受等3団体の市出資率引き下げ 〔H7 64団体 ⇨ H11 52団体〕

※上記の取り組みにより、平成8年度～平成10年度の3ヵ年で、一般財源ベースで約1,200億円の財政効果を生み出した。